

平成 30・31（令和元）年度
川崎市社会教育委員会議 研究報告書

市民と行政の連携・協働を支える
社会教育の役割

令和2（2020）年3月

川崎市社会教育委員会議

市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割

はじめに	1
第Ⅰ章 市民との連携・協働を推進する社会教育施設と関連施設	
1 市民館の現状と課題	2
(1) 市民館の施設	
(2) 施設の長寿命化対応 アンケートから	
(3) 市民館の事業等	
(4) 市民館の事業－アンケートから	
(5) 現状からの考察	
2 社会教育的施設と地域社会	6
(1) 社会教育施設と関連施設	
(2) 社会教育の視点から	
(3) 課題と展望	
3 市民館等での生涯学習事業と「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」	8
(1) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」について	
(2) 区における行政への参加のあり方の検討	
4 市民館をめぐる新しい動きとその課題	10
第Ⅱ章 地域課題の解決に向かう（向き合う）関係づくり・世代交流	
1 地域文化の伝承－異世代の交流とともに－	11
(1) なかはらミュージカル・アミガサ事件 100 年の会	
(2) 演劇活動を通して－川崎郷土・市民劇事務局－	
(3) 戦争の歴史－明治大学平和教育登戸研究所資料館・保存の会－	
(4) 川崎の獅子舞－小向・菅・初山－	
(5) 新旧住民の交流－中原区「みすぎ地区」の取組－	
2 スポーツを通じた交流	19
(1) 学校施設開放	
(2) 総合型地域スポーツクラブ	
3 多文化共生の歴史－ヘイトスピーチに抗して ふれあい館－	24
(1) 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例について	
(2) ふれあい館の役割と今後の課題	
4 地域のつながりの再構築に向けた市民の実践を通してみえてきたもの	27

第Ⅲ章 市民の力を支える社会教育の展望	
1 市民館の希望のシナリオ	29
(1) 地域の実情	
(2) 市民館職員の役割	
2 市民の活動との連携・協働による新しい社会教育施設像	30
(1) 新たな役割	
(2) 人材発掘と育成	
(3) これから一市民のチカラを支える拠点としての施設	
第Ⅳ章 まとめ（提言）	36
第Ⅴ章 資料	
資料1 市民館アンケート	38
資料2 施設としての市民館の歴史	41
資料3 川崎市自治基本条例目次	42
資料4 平成30（2018）年度教育文化会館・市民館活動報告書目次	42
資料5 市民劇の歴史小史	44
資料6 宮前区の図書館・市民館の充実に向けた整備計画への要望	46
資料7 社会教育委員名簿及び審議経過	48

はじめに

現在、川崎市における重要な社会教育施設である、川崎市教育文化会館の労働会館への機能移転を伴う再編整備や、宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備が進められている。それぞれは、施設の老朽化や駅前再開発がきっかけとなり計画が進んできたものだが、こうした理由に基づくものでなくとも、そもそも社会教育施策の充実の必要性から、施設のあり方はもっと議論されてよいと思われる。

同時に、これらの移転計画が、これまでの社会教育委員会議での研究報告書で繰り返し言及されてきたように、20万人超の区に対して1つの「公民館」に対して、新たな施設の設置を検討する機会となる、あるいは施設が単なる場所にとどまらない、より積極的な意味での市民の「活動の場」となるための、市民と行政の議論を提供する機会となるのであれば、むしろこれは大きなチャンスであるとも考えられる。

一方、社会教育の担い手については次のようなことが言えるだろう。すなわち、これまでの社会教育は、自治会などの地縁組織など伝統的なコミュニティに依存してきたが、社会の生活構造の変化により、その担い手がNPOやボランティア団体にも広がってきているという事実がある。こうした中では、それぞれの団体が連携を緊密に図っていけるようなサポートを行政が行う必要があり、ここから、市民の学びの充実や強化が進められる。

このような背景の中、本報告では、第一に、これまでの市民館の成り立ちの原点を確認し、市民館職員からのアンケートから、現在のありようの課題を探ることとした。

おりしも、川崎市では「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」が公表され、ソーシャルデザインセンター構想が立ち上がっている。この構想における、市民館の位置づけはどのように仮定されているのか、どのように機能できるのか。こうした視点からも、本報告では考察を行った。

第二に、市民や行政の力で、歴史・伝統の継承や、スポーツや地域活動を通じた新しいコミュニティの形成、多文化共生が担われている事例から、未来の川崎を描かんとする動きに着目した。また現状の社会教育実習の必修化に伴う地域と大学の連携に対する期待についても考察した。これらのインタビューを中心とする調査からは、新旧の住民、世代間ギャップなど様々な課題を乗り越えようとする工夫から学ぶことが多かったと同時に、そこには人材や資金など、組織として運営していく上での障壁もあり、これらをどう行政が評価し、支援していくかもあわせて検討されるべきだろうと思われた。

第一、第二を受けて、改めて市民館のあり方についての検討を第三の柱とした。市民館のありようを現在において位置付けるとき、市民や、ボランティア団体やNPOなど民間とのより緊密な連携が必要であろう。これは言い換えれば、川崎市の社会教育の今後の50年100年を見据えたランドデザインの視座がどういったものであるのかを確認する手続きともいえるのかもしれない。

なお、川崎市には教育文化会館・市民館及びそれぞれの分館が存在するが、本文中ではこれらを総じて市民館と表現している。

第 I 章 市民との連携・協働を推進する社会教育施設と関連施設

1 市民館の現状と課題

(1) 市民館の施設

川崎市の市民館は社会教育法に定められた「公民館」に相当する。昭和 24（1949）年開設の川崎公民館を皮切りに、昭和 26（1951）年稲田、昭和 28（1953）年中原及び高津公民館が開設された。「川崎市社会教育五十年史」〔平成 10（1998）年川崎市教育委員会 発行〕によると、「当時は戦災校舎の復旧や二部授業の解消を優先したため、将来を見通した施設、設備、職員体制を配置するに至らなかった。」とある。

これは、自治体が設置する公の施設すべてに共通して言えることだが、設置する時点の自治体の財政力と社会的ニーズを勘案し、予算は配分されていく。昭和 20 年代は学校施設の復興に重点的な予算配分がなされたということである。

その後、昭和 30 年代は高度成長に伴い市内の企業が発展し、市内への転入が著しく増加したことと同時に第 1 次ベビーブーマーが学齢期になり、学校施設が大幅に不足し、校舎の増築や学校の新設が相次いだ時期であり、昭和 34（1959）年にやっと二部授業が解消された。

昭和 40 年代になるとようやく社会教育施設が建設されるようになった。市内の公民館は社会変化に伴い地域への事業が大幅に増加し、その当時の施設・設備・職員体制ではその役割を十分果たすことが困難になったため、都市的機能を備えた大型公民館（市民館）を建設し、社会教育活動の拠点となった。

昭和 45（1970）年には公民館運営審議会兼社会教育委員会議は「川崎市における市民館計画について」を上申して、行政区ごとに 1 館ずつの配置を必要とした。

昭和 42（1967）年に産業文化会館（現 教育文化会館）が設置され、その後、多摩、中原、高津、幸市民館が続き、昭和 60（1985）年に宮前市民館と麻生市民館が完成してこの各行政区 1 館計画は完了した。

その後、昭和 61（1986）年に社会教育委員会議は「川崎市における市民館及び図書館の運営の在り方について」を答申し、中間施設として「地区文化センター(*1)」の新設を必要とした。これをよりどころとして分館の整備を推進し、平成 15（2003）年の日吉分館の整備にまで至る。

このような歴史を経て整備されてきた市民館や分館であるが、初期に設置されたものは建物・設備の老朽化や多様化する市民ニーズに対応することなどの理由により改築されている。しかし、市の財政状況などから他の公的施設や民間ビルに合築という手法で整備されている。

当然のことであるが、他の施設との合築であれば施設・設備に制限が出てくる。その規模や諸室の配置についても自由な設計は難しく、市民ニーズに十分対応することができなかつたり、使い勝手も良いとは言えない状況が生まれている。

しかし、交通が至便で単独又は社会教育関連施設と合築して建設すると、広大な敷地の取得と建設費などから 1 館整備するのに莫大な経費の支出が必要となり、なかなか実現が困難な状況であることも理解できるところである。

市民館の成り立ちなど今までの経緯を踏まえつつ、現状を把握し、課題を確認することが必要と考え、施設の管理運営及び事業について 7 つの市民館及び 6 つの分館に対してアンケート調査を行った。以下に、その結果から特徴的な意見をまとめる。

(2) 施設の長寿命化対応 アンケートから

ア 施設の改修等の状況について

(ア) 最近の大型改修または改築・移転の時期

中原市民館：移転後 10 年

高津市民館：移転後 22 年

多摩市民館：移転後 23 年

(イ) 設立以来大型改修または改築・移転は行っていない。 9 館

イ 施設の老朽化について

施設が全体的に老朽化していると認識している館が 10 館あった。具体的には、各部屋（5 館）、トイレ（7 館）、空調（8 館）などが挙げられた。そのほか、給湯器、音響設備、マイク等無線関連がある。さらに、天井に雨漏り跡があるといったところや、全てにわたって老朽化しているとの意見もあった。

老朽化した施設設備の状況は、各室の過不足感を高めていることがうかがえる。「机や椅子、黒板など会議室としての基本的設備が全て老朽化しているが、ほとんど更新がなされていない。」との指摘は、市民館の全体に対する市民が持つ印象ではなかろうか。要求が多様化し、陶芸窯の更新、wifi の利用スペースの拡大、ピアノ、ダンスができる部屋、さらには自由利用が可能な自習室、飲食コーナーなどへの期待も、市民館全体に向けられた要望と受け止めることができるのではないか。

また、現状の 10 数人から数 10 人の部屋では小さすぎ、300 人程度という大会議室では大きすぎるといふ、定員 100 人規模の室への期待も看過できない。言い換えれば、何のために市民館が設置されているのか、その目的を再確認し市民の期待に応える計画づくりが求められている時代ではなかろうか。

(3) 市民館の事業等

市内初の公民館が設置された昭和 24（1949）年には社会教育法が制定され社会教育活動も活発化してきた。同じ年の 9 月に全国初の成人学校が川崎市に誕生し、多くの市民の学習の場として進展した。その後、成人学校が定着し本格的な社会教育活動が実施されるようになった。

昭和 26 年には青年学級が北部の農村地域に開設されたが、その後、次第に南部の企業内でも開設されるようになり勤労者たちの学習活動の場となった。

都市化の波で市内への流入人口が急増し、また核家族世帯の増加や余暇時間の増大のなかで、学習事業に主婦や高齢者の参加が多くみられるようになった。昭和 40 年代の社会教育は、それまでの勤労者や婦人団体、PTA など組織を対象とした事業から一般市民を対象とした事業へと移行していった。

成人学校は昼間の科目の開設が増え、婦人学級、高齢者教室、家庭教育学級、市民大学などが公募で開設されるようになった。昭和 40（1965）年代の後半には自分たちの住む地域における環境、健康、暮らしや子どもの教育などの問題に対する実践活動を伴った市民の自主的学習活動も盛んになっていった。

市民館が各区に整備されてきた昭和 50（1975）年代以降は、オイルショック後の経済低成長時代を迎える中、昭和 40（1965）年代より更に都市化や高学歴化の進展に加えて、情報化、高齢化、国

際化など社会変動の波が次々に押し寄せ、市民生活が大きく変容していく時代であった。そのため、市民の学習もまた変化し多様化してきた。この時代には、学習事業の企画立案への市民参加や、学習支援ボランティア活動など市民と行政が協働して事業を展開する例も多くみられるようになった。

昭和 46（1971）年、国の動向として「これからの社会教育は、生涯教育の観点から再構築される必要がある」〔社会教育審議会答申〕との提起がなされた。川崎市でも生涯教育の視点に立った学校教育と社会教育の接点について具体的な方策を立てるため社会教育委員会議に諮問を行うなど生涯教育への指向がみられるようになった。昭和 55（1980）年に社会教育委員研究活動報告が建議され、「教育の在り方をこれまでの学校教育中心から人間の一生涯にわたるものとして、新しい観点からこれを総合的に検討しなければならない」とし、川崎市における生涯教育は、市民が市民自身の自覚と要求に基づいて、行政と一体となって創造していくこととした。

昭和 59（1984）年、国の臨時教育審議会の設置に先立ち、教育改革を目的として川崎市教育推進事業が開始された。この事業は「川崎の教育を考える市民会議」「川崎市教育懇談会」及び「行政連絡会議」で構成され、川崎市の生涯教育（学習）行政にとって、理念、施策、実践いずれの面でも大きな原動力となっていった。

この事業のなかでは生涯教育政策を「これまでの固定した教育制度の枠を外し、子どもから成人に至る年齢のサイクルごとに、いつでもどこでも学習できる機会が用意されるようにする教育計画を立てること」であるとした。そして、「市民会議」で結集した人材と組織力を生かし発展させる施策が「地域教育会議」（教育への市民参加システムづくり）であった。

平成 2（1991）年には社会教育委員会議の意見具申として「川崎市における生涯学習推進のための仕組みとその方法」と「川崎市における生涯学習情報システムについて」が提出された。その中では社会教育行政の拡充・強化、地域における支援と連携、学校との連携、関連行政との連携が提案された。同時に、川崎市の基本構想策定のための「川崎市生涯学習推進基本構想策定調査委員会」が設置されるとともに市民の意見求める組織や行政内部の連絡組織も設置され、「市民がつくる・市民が学ぶ・市民がひらく」と銘打った構想の報告がなされた。

構想策定後、直ちに基本計画を策定すべく「川崎市生涯学習基本計画策定調査委員会」が設置され、2年間の活動を経て基本計画が策定された。基本計画は、6つの事業計画とそれを実現する推進体制計画の7つの主要計画から構成された。

- ①あらゆる人々の学習権の保障
- ②地域教育会議の発展と定着
- ③相談機能を伴った生涯学習情報システムの拡充
- ④文化・スポーツ活動の充実
- ⑤地域に開かれた学校づくりの促進
- ⑥学習活動の拠点整備の促進
- ⑦生涯学習施策展開の多様な仕組み

この後、基本計画策定を受けて生涯学習推進のための取り組みが始められた。

このように戦後の「民主主義とはなにか」を追求した市民啓発の社会教育から「市民の市民による市民のための」生涯学習へ発展してきた川崎市における社会教育であるが、その実践の場であり学習の場であった市民館の活動は、川崎市生涯学習基本計画策定から 30 年近くが経過した現在、

どのような状況であろうか。社会環境、経済状況等の大きな変化を経て、どのようなものを市民が求めているのか、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化など社会的な課題に社会教育はどのように関わられるのか、本市の社会教育の特徴を振り返りつつ実状を調査するため実施したアンケートから考察したい。

(4) 市民館の事業－アンケートから

ア 対象とするエリアについて

日本の公民館は施設配置計画が学区に関連し、① 小学校区程度、② 中学校区程度を事業対象エリアとすることを整備の基本に置いてきたところが多い。しかし、巨大化した大都市・川崎においては、区ごとに市民館の整備がすすめられてきた。そうした中、施設の事業対象とする地域エリアの設定においては、コミュニティ施策とも関連し、改めて見直される必要があるのではないかと考えられる。

例えば、中原区では小杉地区や玉川地区など、地域包括ケア推進ビジョンなどで活用している地域区分と同じ単位で市民館や分館が配置されれば、地域内の活動がしやすいと考える意見が出ている。

イ 若い世代や働き盛りの年代といった市民館との接点の乏しい層へのアプローチ

市民館は、もともと市民の交流を積極的にすすめる場として計画されてしかるべきものであって、そのための工夫が求められる。夜の講座・セミナー、ちょっとお酒を伴う座談会があってもいいのではないかと考えられる。図書館に期待されている一つに情報発信基地とのイメージがあるが、市民館も、市民活動や情報の発信基地であり得、その発信力が求められている。

以下、アンケートからの各館の意見を拾ってみると、市民館の存在意義を深めていける点もあると考えられる。

- ・市民館は、地域性を発揮することから、地域の催し物や行事に関わっていくこと、地域の学校や仕事での悩みや相談ごとの対応なども期待される。
- ・子育て世代が集まって情報共有できる場の提供をすすめていき、市民のどの世代においても市民館が身近な存在として、つまり利用の経験を広げていく取り組みが求められている。そのためにも市民館は、フリースペースを作って親子で昔遊びができるようにすること等は大いに期待されている。
- ・夜間開催の事業、図書館を夜間も開館する、勤労者層に仕事の後で来てもらえるような内容の事業、受け皿となる場の提供。

ウ 市民館の事業や管理運営にあたっての工夫

同様に、アンケートから意見を拾い出してみる。

- ・施設利用の設定が、3時間ごとに利用時間を区切るのではなく、1時間等臨機応変に利用できるようにする。
- ・企画委員による事業の活性化を図る必要性。
- ・一般利用者向け会場の確保（行政利用の抑制）、夜間利用の促進。

(5) 現状からの考察

市民館の歴史を紐解くと、初期公民館時代の単独の「館」から、再整備の際に合築が主になり、施設規模は拡大し独立性が難しい現状がある一方、ソフト面では、市民啓発の戦後民主主義社会教

育から、市民の自主学習を主とした生涯学習へと変化してきている。

このように市民館のハード面とソフト面の歴史的な経過とアンケートから見えてくる現状との差異を比較すると、ハード面では主に財政的な理由から市民の求める施設と現在の施設に乖離がある。ソフト面では多様化する市民ニーズや急激に進化する情報化の波にその対応が追いついていないことが考察される。

*1 「文化センター」川崎市では、市民館と図書館の合築施設をこのように呼称している。

*歴史的な記述については「川崎市社会教育五十年史」を参照した。（平成10年川崎市教育委員会）

2 社会教育的施設と地域社会

(1) 社会教育施設と関連施設

地域社会には、市民館や体育館、図書館、博物館などの社会教育施設とは別に、「社会教育的な」施設として存在している所、あるいは、そのようになることが期待される所がある。これらについて考察を試みることにする。

表には、地域社会をどのように活性化していくかという課題に取り組んでいる近年のいくつかの事例をまとめた。ここにあげた例は、都市計画、労働・経済、農業、芸術など、各専門分野における展開であるが、既存の建物や場所を活用し、行政や協同組合などの公的な機関が直接的であれ間接的であれ、かかわっているという共通点が見える。これらの他にも企業が保有する体育館や博物館の活用などの例は従前より知られるところである。

これらの施設においては、世代を超えて地域の人々が集うことが第一の目的となっているが、川崎の社会教育の可能性を探求する立場から、人がただ集う場所づくりということだけではなく、何らかの学習活動が展開されることに積極的な意義を見出していきたいと考える。そこで、いくつかの事例において、どのような教育・学習の場が想定できるであろうかについて考察してみることにする。

(2) 社会教育の視点から

事例1、2との関連

職業・労働教育……現役の労働者にとっては、居住地と勤務先が近いということで見えてくるものは何か、これから社会に出ていく者にとっては多様な働き方と地域社会・日常生活との接合点はどのようなものかという未来像を模索する点で意味がある。

事例3との関連

防災教育……自らの住む土地にはどのような地理的、文化的特性があり、また改善すべき課題を抱えているのかを知り、解決の方法を模索する。

余暇・スポーツ教育……子どもから大人、高齢者まで自由に参加することができる余暇活動や生涯スポーツを、既存の施設以外の場所で実施することの社会的意義を知る。

事例4との関連

農業・環境教育……地域の農林水産業の最新事情や社会的課題、同業の歴史を知り、都会において意義を考える。また、実際の現場を訪れてみて体験学習を実施する。

経済・消費者教育……農林水産業に係る生産者よりも消費者が多い都会の立場からできることは何か、何をしてはならないのかなどについて考える。

表

	事例	概要・運営方式	背景・社会教育上の関心
1	麻生区 新百合ヶ丘 「リリオス」	小田急線新百合ヶ丘駅近くの住宅展示場の一角に多世代地域住民が集う場所づくり。2018年4月本格運用。田園調布学園大学による子ども職業体験事業など周辺10大学と連携。川崎新都心街づくり財団と地元商店街が運営。中小企業庁の「地域・まちなか商業活性化支援事業」の補助。	官、民、学の三者が連携して街の活性化を目指している点。初等教育に強い大学が社会的実践の場に活用しようとしている点。
2	麻生区 ネスティング パーク黒川	小田急電鉄黒川駅前の資材置き場をリニューアル。シェアオフィスを核として、居住地の近くで働くことのできるライフスタイルを提案。地域住民のための広場も設置。2019年5月に内覧会。同年8月には飲食施設も。小田急電鉄小田急不動産が運営。	民間会社が、地域の活性化のために、生活と労働の接近など、新たなライフスタイルの提言まで行なっている点。
3	麻生区 みどりの 町会サロン	川崎市が、麻生区王禅寺みどり町会と空き家の所有者との橋渡しを担い、2019年4月にサロンを開設。茶話会を毎月開催。	市内の実質的空き家は3590件で、将来的にも増えていく状況下で住宅政策審議会が空き家の活用推進と世代間循環を提言。空間活用と人の交流。
4	多摩区 トカイナカ ヴィレッジ 松本傳左衛門 農園	島根県雲南市の「雲南コミュニティキャンパスプロジェクト」2016年からの一環。農業交流を契機に、都市と田舎をつなぐ。	都会の学生が継続的にかかわりやすい場所、ほっとできる場所を提供。農業だけにとどまらない可能性。
5	高津区 おふろ荘	2015年に廃業した銭湯「高津湯」をリニューアル。アトリエ、シェアオフィスへ。2019年4月から1年間「おふろ荘」として営業開始。5月に花屋が出店予定。美術書の物々交換マルシェなど。地元の建設・不動産業NENGOが運営。	芸術のまちの復活を目指している点。期限付きということだが、今後はどのような展開になるか。既存の空間の再利用。

事例5との関連

文化・美術教育……社会と芸術が結びつく可能性の探究や生活に根ざした文化活動の発掘を実施し、街中に芸術があふれるような地域社会づくりについて考える。

以上の他にも、社会教育的な期待感や希望を感じさせるものをあげてみる。

- ・自宅の倉庫や車庫を改造して卓球場にして、多世代が集う生涯スポーツの場所にする。
- ・自宅を将棋や囲碁の会場として提供し、年齢を超えた対局を実現することで交流の場所にする。
- ・寺や神社が敷地をバザーの会場とし地域経済の活性化を図ると同時に、宗教・思想と社会との接点について考える機会を提供する。
- ・管理釣り場や、池、河川敷のバーベキュー場、雑木林などを自然活動の拠点とすると同時に環境教育の場にする。

(3) 課題と展望

近年、川崎市が進めているコミュニティ施策の文脈では「公共施設」と「民間地域資源」という形態が示され、両者が地域社会づくりの拠点として期待されている。本節では、「民間地域資源」に該当すると思われるものについて社会教育的施設としての可能性はあるかという関心から考察を進めてきた。

地域社会に貢献しようという意欲をもった、背景が多様な市民が、居場所の形成だけに満足せず、一方、従来の教育者・研究者といった講師として発信を求められる職業の人々に限定されることなく、出身母体の各分野の経験を活かして社会教育・生涯学習の内容を拡大し、かつ掘り下げていくことが大切なのではないだろうか。

並行して、公共施設の側も、従来、社会教育施設と言われていたものだけでなく、健康・医療・福祉、公園・緑地・土木といった分野の施設も広く社会教育の場として市民が再発見・発掘作業をしていくこと、従事する職員も自らの職場がそのような可能性を含んでいることに気づくことで、多くの施設、多くの人々が社会教育とつながりを持つことが望まれるところである。

3 市民館等での生涯学習事業と「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」

(1) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」について

平成 31 (2019) 年 3 月に川崎市において「これからのコミュニティ施策の基本的な考え方」が示された。川崎市民 155 万人を対象に、将来予想される「社会的な孤立による孤独死の発生」や「災害時の対応面での課題」など様々な負のシナリオを回避すべく、各種の地域連携・住民連携施策を通して、10 年後 (2028 年) に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」が掲げる「希望のシナリオ」を実現させることを目標と設定している。

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」では、今後の地域における住民同士の繋がりを密接にして、地域のコミュニティを活性化することで、「希望のシナリオ」への転換を図り、住民自治を推し進めることで、コミュニティの質および量を増大化させることを目途としているように見受けられ、そこには市民館が担うべき課題があると考えられる。

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」では、市民創発として市民自らが思い描く「希望のシナリオ」を実現させるために地域のコミュニティで必要とされている事柄を、市民自らが発案、企画、計画、構築、運営していくために必要な支援を、市民が行えるための仕組みを作るようになっている。これは、川崎市自治基本条例第 9 条に定められている、コミュニティの尊重等に基づくものとなっている。

※回避すべきシナリオから「希望のシナリオ」へ

社会的な孤立等による孤独死の発生や地域での自治力の低下が招く災害時の対応面での課題、人口減少がもたらす空き家の増加による都市のスポンジ化など、環境変化から予想される負のシナリオを回避し、バックキャストिंगを通じて、「希望のシナリオ」として基本理念の実現に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体による地域づくりの「新たなしくみ」の構築に取り組んでいくことが求められている。

(「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」概要版 より抜粋)

川崎市自治基本条例は、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で進めていくのかを文章化したもので、本市の自治の基本を定めた条例である。自治運営の基本理念や情報共有・市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等のそれぞれの役割と責務、情報公開、計画・審議会等への市民参加など自治を推進する進め方について定めている。川崎市自治基本条例の意義としては、1.自治のあり方を明文化する。2.自治活動の担い手やその責務を明文化することで、活動や運用にあたって住民の参画を求めることにより、住民の自治意識の向上が図られる。3.自治体において多様な参加の機会の整備と体系化を促す。などが考えられる。

なお「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に今後の方向性としては、下記のように記されている。

※今後の方向性

- (1) 多様な市民や組織の連携によるコミュニティ形成や豊かな市民社会に向けた環境づくり
地域それぞれが、地域の資源や特性を生かし、多様な市民や組織の連携によってコミュニティを形成し、社会的包摂の進んだ、市民創発型の市民社会に向けた環境づくりを進める。
- (2) 超高齢社会に対応する地域コミュニティとその後を見据えた取組の展開
日常生活を不便なく営み、孤独にならないよう趣味やボランティア活動等の社会的居場所があり、健康的に歩いて暮らせ、また、介護が必要になっても住み続けられることに加え、ケアに携わる側から見た課題に対応できるコミュニティづくりを地域包括ケアシステム構築に向けた取組と一体的に推進する。
- (3) 川崎の地域固有の資源の発掘と再評価、活用策の推進
市内にある人的資源や地域資源、自然環境など、様々な地域固有の資源を発掘し、その再評価と地域診断の作業を進めるとともに、公共施設などに関する考え方の再整理も行いつつ、地区カルテとしての整理、情報共有を進める。さらには、資源の社会的関係を捉え、より戦略的・効果的な活用を進める。

(「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」概要版 より抜粋)

具体的な取組としては、川崎市域を「地域レベル」「区域レベル」「市域レベル」の三層制によりきめ細かく取り組んでいく意図が読み取れる。

(2) 区における行政への参加のあり方の検討

市民館とコミュニティ施策の関係を考えていく際、次のような視点が必要になると考えられる。

- ◇「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つとして、「区における行政への参加」のしくみを確保する観点から、区民の多様な意見を反映する制度のあり方等について検討
- ◇「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性について検討

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」はこれから形が作られていくようだが、「希望のシナリオ」「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」等の直接的に市民向けの施策対応が展開されると市民館等で行われている生涯学習事業に対して与える影響は大きいと思われる。

特に、これまで市民館等で行われてきた、市民向けの生涯学習事業は、考え方は「希望のシナリオ」、また活動においては「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」との間に、利用者で

ある市民から見た場合に重なるところが多いのではないかと考える。ただ現時点の「「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」施策」は、各区域での活動が始まったばかりであり、生涯学習のプログラムがあまり目立たない状況において、これまで行われてきた市民館等での生涯学習事業のうち、直接市民に向けてサービスを提供している事業を洗い出して、コンセプトと重要なポイントを「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」で求められているサービス機能として追加するなど、今後、市民館から「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」を通して、これまで蓄積してきた生涯学習というコンテンツを市民に提供することが可能となると考える。

4 市民館をめぐる新しい動きとその課題

川崎市教育委員会では、平成 31（2019）年度から、「（仮称）今後の市民館・図書館のあり方」の検討に入っている。その検討を突き動かした背景には、川崎区と宮前区の市民館の再編計画が進められつつあるからである。すなわち、一つに教育文化会館及び労働会館の再編整備であり、宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備である。この課題は、川崎市生涯学習計画にとって重要な課題というべきものであり、これらについての検討を社会教育委員の会議としてもとり上げ、今期の研究報告に組み入れることになった。

とくに宮前区における再編計画は、図書館とも関係し、川崎市生涯学習計画の骨格にかかわる課題というものである。川崎市は平成 30（2018）年 3 月、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」が策定されているが、それと連動する形で市民館・図書館の移転計画がすすむことになっている。この件に関しては、社会教育委員の会議としても要望書の提出をしている（参考資料「要望書」2019 年 3 月）。

本来、図書館・市民館の振興指針が出せるように、社会教育施設の整備計画等については、社会教育委員の会議に諮ることが必要な手続きである。社会教育委員の会議の席上、行政側で検討した上で、社会教育委員会に諮るとの報告があったことから、今期の報告書のとりまとめにあたり、社会教育委員の会議としての検討したことについて提起し、関連して後に触れるソーシャルデザインセンターとの関連も検討を加えることになった。

前期において研究報告を提言してきた、これからの市民に身近な社会教育拠点づくりを考えたとき、地域と学校の連携は非常に重要な意味を持つことから、まず、社会教育施設と地域の学校・子ども関連施設との連携・協働を進める必要がある。その場合、「こども文化センター」、「いこいの家」を多世代交流の場として活かすことが必要である。

既に地域教育会議、寺子屋といった地域と学校の結びつきを促進する活動があり、今後、こうした事業の推進計画は、川崎市の生涯学習を進めるうえで重要な課題といえる。

第Ⅱ章 地域課題の解決に向かう（向き合う）関係づくり・世代交流

第Ⅰ章では社会教育施設の現状や課題を把握するとともに、民間の社会教育的な施設についても考察を加えたが、第Ⅱ章ではそうした環境の中で立ち上がっている、市民による社会教育に関わる動きについて検討する。地元で根差した歴史や文化の世代を超えた伝承、自治会の新しい試み、スポーツを通じた地域振興、戦争遺産を通しての平和教育などの事例のほか、全国初の人権条例に対する評価を軸に、ふれあい館における多文化共生の現在を記述した。また令和2（2020）年度からの文部科学省の省令改正による社会教育士の創設が、大学教育が地域に社会教育の充実した機会を提供するきっかけになるのではないかと期待についても合わせて考察した。ここで取り上げた事例は、2年間の社会教育委員の活動において、身近な実践・注目している活動を紹介しあったのち、改めて実践者にインタビューし、報告書にまとめるに至ったものである。モデルケースとして提示する意図ではなく、社会教育委員一人一人が長くその実践に注目し、地域課題の解決に向かっていると考えるいくつかの例として紹介している。市民同士の連携、自治会、ボランティア団体やNPO、大学との協働で推進されているこれらの事例は、必要な行政のサポート、「場作り」や協働のありかたなど、今後の川崎のコミュニティ施策を検討する際に有益な材料を提供しているものと思う。

1 地域文化の伝承－異世代の交流とともに－

（1）なかはらミュージカル・アミガサ事件 100年の会

平成31（2019）年3月、「なかはらミュージカル」が公演した作品「グライフェン」は、アミガサ事件を基に脚本が書かれている。公演に際し、子どもたちを含む出演者は「アミガサ事件 100年の会」（以下、「100年の会」とする。）の方々から、アミガサ事件について学び、事件に関係した地域を訪ねたという。

「100年の会」の織戸さん、長谷川さん、関崎さんに地域の歴史を次世代に伝承すること、社会教育の可能性などについて、社会教育委員3人と事務局1人で話をうかがった。

ア アミガサ事件について

（ア）アミガサ事件とは

アミガサ事件とは、大正3（1914）年に多摩川の治水工事を求めて、御幸村（現在の中原区・幸区）の住民数百人が神奈川県庁に直訴をした出来事である。この時、互いの目印となるよう全員がアミガサ（チョンボリガサ）をかぶった。当時は、大勢での陳情行動が許されない社会であったため、「アミガサ事件」と呼ばれた。

アミガサ事件を機に盛り上がった多摩川築堤運動であったが、東京側を重視する国策により築堤申請は認められなかった。しかし、翌年に神奈川県知事となった有吉忠一は、道路改修という名目で代用堤防を築くことを指示し、全長2.2キロにわたる代用堤防を完成させた。この代用堤防は知事の名をとり、有吉堤と呼ばれた。そして、数年後の本格的な多摩川改修工事着工を導くための基となった。いま、ガス橋のたもとから、中丸子方面に向かうバス通りのあちこちで周りより高くなっている所が有吉堤にあたる。

(イ) アミガサ事件 100 年の会

平成 25 (2013) 年、平間・中丸子地区の住民ら 16 人により「100 年の会」が設立された。そのきっかけとなったのは、アミガサ事件からちょうど 100 年がたつのを記念して、当時の村民の集結地となった上平間八幡神社に「アミガサ事件百年」の記念碑を設置したいという願いからであった。会員は約 200 人の寄付を集め、神社に記念碑を建立することができた。

記念碑の建立後も、「100 年の会」は、多摩川築堤運動に関する多摩川の先人たちの苦労や偉業を人々に伝えたいと活動を続けている。会員は過去のさらなる調査や学習会・市民館での講演会・展示、市民対象の史跡散歩などを行っている。また、次世代への伝承のために、小学生用の教材作りや、中高校生の夏休み課題・卒業レポート課題へのとりあげなどを提案している。

イ なかはらミュージカルとアミガサ事件

(ア) なかはらミュージカルとは？

なかはらミュージカルは、中原区区政 40 周年記念事業として平成 25

(2013) 年にスタートした市民参加型ミュージカルであり、近年人口流入が著しい川崎市中原区において、「①新たな地域コミュニティの形成をはかり、新旧住民並びに世代間の交流を促進する。②郷土の歴史・風土に根差し



たオリジナル作品の創作を行う事により、参加者の郷土への愛着を涵養し、次世代の地域活動の担い手となる青少年の育成を行う。」ことをその主な目的として、毎年中原市民館をその会場として開催されてきた。

平成 25 (2013) 年以降平成 30 (2018) 年まで 6 回にわたり、中原区の支援を受けてミュージカルを開催してきたが、行政事業としては平成 30 (2018) 年を最終とし、平成 31 (2019) 年からは市民自主団体として活動を継承し、令和 2 (2020) 年 3 月には第 8 回公演が行われている。

過去の公演においては、

平成 25・26 (2013・14) 年	二ヶ領用水
平成 27・28 (2015・16) 年	桃
平成 29・30 (2017・18) 年	多摩川
平成 31・令和 2 (2019・20) 年	アミガサ事件

と、2 年ごとにメインテーマを変えてきているが、すべて川崎市中原区の地理や歴史に根ざしたオリジナルなストーリー、音楽にて制作されている。また、これらの継続的な活動から、地域内の歴史を学ぶ会や団体との交流も重ねられてきている。

毎年市民公募により参加者が募られ、小学生以上の川崎市在住在勤者(※1)が応募しているが、脚本・演出・音楽・舞台製作などのスタッフはプロであり、参加者にとっては地元の歴史の勉強、異世代の交流が図れることに加えて、舞台を作り上げていくプロセスを経る、貴重な体験学習の機会ともなっている。

※1 現在は稽古に通える場合は川崎市在住在勤に限らず参加は可能

(イ) なかはらミュージカルとアミガサ事件

平成 26 (2018) 年から平成 27 (2019) 年にかけて「なかはらミュージカル」の公演の題材にアミガサ事件がとりあげられることとなり、なかはらミュージカルの実行委員が「100年の会」主催の講演会に参加したことが交流のきっかけとなった。

なかはらミュージカルでは前述の通り、小学生以上の老若男女が参加しており、本公演までにはいわゆるダンスや演技の稽古だけでなく、その歴史的背景を学ぶ勉強会や、取り上げられた歴史の遺跡を訪ねる機会が設けられている。これらを通して、「100年の会」と、出演者・スタッフの交流が重ねられ、ストーリーへの深い理解のみならず、郷土への愛着やシビックプライドの醸成が図られてきた。

アミガサ事件をテーマとした、なかはらミュージカル第7回公演「グライフェン」(平成 31 (2019) 年 3 月開催)は、中原市民館で開催され、2 日 4 公演を通してのべ 1,200 人の観客を得た。「100年の会」にとっては、日々行われている日常的な活動では得難い多くの方へアピールの機会となった。ミュージカルには、ストーリーだけではなく、音楽や演出、ダンスや衣装など多くの要素があり、必ずしもアミガサ事件への興味がきっかけでなくとも、それぞれの関心をもって観劇された観客に対して、地域の歴史を伝えることができたという成果も特筆すべきこととしてあげられる。

ウ 地域の歴史を伝えていくということ

アミガサ事件は多摩川の洪水を村民の知恵と団結で解決していく話であるが、現在にも通じるものがあると考えられる。令和元 (2019) 年 10 月、想定外の大雨により多摩川があふれ、中原区をはじめあちこちで多くの人々が被害を受けた。この被害により、この地で生きるための、災害に対する対策や、地域・隣人同士のつながりの重要性が改めて浮き彫りにされた。我々がアミガサ事件から引き継いでいくべきことは、地域の住民のつながりや地域を愛する強い思いが行政を動かし、故郷をよりよい形に住民自身が方向づけてきたこの地の歴史であると思う。

「100年の会」となかはらミュージカルは、こうした歴史を引き継いでいく実践の好例として考えられる。

また、「100年の会」は今後、当時の人々の暮らしや生業である河川漁業や川砂利採取、教育や政治、多摩川の洪水の歴史など、幅広い対象を研究の対象としていくと最後に伺った。こうした意義ある成果を、様々な形で子どもたち、地域住民に伝承していく、その仕組み作りが改めて求められているのではないか。

(2) 演劇活動を通してー川崎郷土・市民劇事務局ー

令和元年 (2019 年) 11 月 8 日、委員 2 名が中原市民館で「川崎郷土・市民劇」事務局長関昭三さんと面談した。

関さんは川崎市民劇場の元事務局長として長く川崎の演劇鑑賞活動に関わられた方である。以下はその時の話の聞き書きと彼が担当理事をしている「文化かわさき」第 40 号のエッセイからの概要をまとめたものである。

ア 事業の起こりと経過

川崎は、沖縄をはじめとして全国各地から沢山の労働者が働きに来ていたが、文化的な施設やレクリエーションの場がなかった。そうした状況のなかで、青年労働者を中心となって、音楽や演劇鑑賞の機会をつくる鑑賞運動が起こり、関さん達は特に演劇鑑賞会作りに力を注いだ。



各区の「公民館」活動に力を入れていた行政も、産業文化会館を皮切りに、各区に市民館が建設され、多摩区から分区して生まれた麻生区では、「川崎北部に近代的市民館を」と言う運動が起こり、6万5千筆の要望署名と279万円の寄付が寄せられる盛り上がりのなかで「麻生市民館」が建設された。これは市民運動に行政の動きが一体となったもので、川崎の市民運動の力が示されたものと言える。

昭和39（1964）年に設置された社会教育課のなかの文化係は、昭和59（1984）年には「文化課」になり対応できる体制も少しずつ整理されてきた。文化施設に関しては、南北に細長い川崎市の中心地域に全市対象の発表、創造の拠点として「エポックなかはら」（旧中原会館、現中原社会福祉総合センター）を平成2（1990）年に改築オープンした。

21年前「仮称・川崎市総合文化センター」建設計画（津田山のヒューム管工場跡地に）が中止になった時に、行政は、「すくらむ21」のホール部門を「青少年舞台活動の場」に位置付けた。そこを拠点に、ワークショップを行い、小中生100人を集めて青少年から演劇を広めようという動きが始まった。第1回が平成年2001年12月「ヤングミュージカル『明日のオルゴール』」として上演された。川崎市文化課の所管で、国からの補助金も受けて、以後、1年1本で4回行い、5回目から、青少年舞台芸術活動の事業は新百合ヶ丘の「アートセンター」に移行させた。

それまで青少年舞台芸術活動を押しすすめていた企画・運営委員会は、青少年だけでなく、一般市民も参加した市民劇を創ろうということになった。川崎市政80周年を記念する事業という要請もあり、かつて川崎市民劇団で上演した小川信夫氏の脚本「六郷川」を改作して、市民劇「多摩川に虹をかけた男」の上演となった。この上演には市民公募で経験者を含め40人応募者があり、小中学生20名も含め、出演者が60名を超えるスケールの大きな舞台となった。

そもそも記念事業として、1回で終わる予定だった。しかし上演会には、かつての2倍以上の3,400人の観客が押し寄せた。

そこで脚本家の小川信夫氏の情熱と実行委員会の熱意が一つになり、川崎市文化財団と共催で川崎市の小学校の「副読本」に掲載されていた「池上幸豊」を取り上げ、2作目が出来た。3作目は南の方面だけでなく北へも広げようと「枳形城」を取り上げた。

こうして、制作者と脚本家小川さん等は何度も話し合い、ただ川崎の歴史を取り上げれば良いのではなく「だれがみても面白いこと、地元民だけでなく、誰に対しても説得力があるもの、一部の人間だけでなく大勢の評価に耐えられ、川崎市を意識させるもの」と言うコンセプトで「かわさき郷土・市民劇」を創りあげてきた。

それから2年ごとに公演し、2019年の「日本民家園ものがたり」は、川崎郷土・市民劇の7作目となる。

イ 事業の継続発展の力の考察

市民劇の一貫したテーマは、川崎の歴史や人物であり、根底には川崎への郷土愛がある。その時代に起きた様々な問題をのりこえる人々のたくましさを演劇で伝えている。現代の川崎がかかえている課題“希薄な地域の間人関係、多様な人々との共生、格差、災害への備えや復興”等にヒントとなることがあるのに気づくのではないだろうか。脚本家の小川さんは、単に川崎の歴史や人物の紹介にとどまらず、市民が楽しめるように脚色した。観客数は毎回3千名を超えている（各劇の紹介は後述）。

公募による市民の出演者は、出演料がないにもかかわらず夜の稽古を40～50回こなし、公演にそなえる。その間、劇の題材となる川崎の歴史や人物、郷土芸能、川崎の特産物等についての学習し、時にはガイド付きの現地訪問も重ねている。そして、自分たちが学んだことを演劇という形で表現して、市民にわかりやすく伝えようとしている。出演者や実行委員の人々自身も、2年をかけて同じ目標をもち、意見をかわすことにより強い絆を作りあげているのだ。また観客の動員には、実行委員会や、出演者が広げているだけでなく、作品の内容にかかわる皆さんの協力も大きかったという。例えば、ゆかりの地の「寺や神社」「浅野総一郎氏関連企業」「JR」「沖縄県人会」。取り組みでの協力や交流の広がりの中での普及もあった。「市立坂戸小合唱団」「沖縄芸能研究会」や富山県の氷見市観光協会、奥飛騨・高山の「わらべ歌の会」などとの交流もできたという。

ウ 今後の課題

それは、脚本家、出演者、実行委員等の人材をどのように集め、市民劇を継承していくかということである。特に脚本は最初からずっと小川さん頼りだった。次回から公募に力を入れ、次代の書き手を探している。現在、何人かの応募があると言う。更に小川さんも構想を持っていてしのぎを削ることになるという喜ばしい事態が起きていると関さんは話してくれた。

しかし、どこでも起きているが担い手の高齢化などで限界があり、若い世代への広がりや集客力が弱まっているという課題を上げてもいた。行政は「市民文化振興室」が担当し「川崎市文化財団」が実行委員会と共催の体制を創り、取組の主体となっているが、利用する市民施設の理解が薄くこと、練習会場確保と合わせ、部局を超えての理解を望むと話していた。

（3）戦争の歴史—明治大学平和教育登戸研究所資料館・保存の会—

現在、戦争体験をした人々が高齢となり、当時を語れる人が少なくなった。そのため、次世代に平和の大切さを伝えていくのが難しくなっている。学校で、子どもたちが初めて戦争について学ぶ教材が国語の教科書にある、『ちいちゃんのかげおくり』（小3）と『一つの花』（小4）である。子どもたちはこれらの物語から、戦争とは大切な家族が亡くなること、空襲で町が灰になり家を失うこと、食べ物がなく空腹に苦しむこと等を知る。

戦争体験の話や戦争を背景にした物語の多くは、日本の人々が受けた被害の話である。そのため、「死んでいった人たちや苦しく辛い生活をした人たちはかわいそうだった」という感想だけになりがちである。私たちは、戦争が自国の被害だけではなく、相手国の人々も苦しめる加害者になるということになかなか思いがいたらない。

川崎市多摩区に残る戦争遺跡の登戸研究所は、地域に残る戦争の歴史・加害の実態を伝えるものである。社会教育委員3名と事務局1名で、明治大学平和教育登戸研究所資料館の塚本さんと、登戸研究所保存の会の森田さんに話を聞いた。

ア 登戸研究所について

登戸研究所は、太平洋戦争が始まる前の昭和14(1939)年、現在の明治大学生田キャンパスがある川崎市多摩区に、旧日本陸軍により開設された。約11万坪という広大な敷地に、約89棟の建物があった。終戦直前には長野県の伊那谷に移転した。軍の科学者・技術者、大学の研究者や多くの企業が協力し、謀略・秘密戦のための研究が行われていた。登戸研究所には1,000人以上が在籍し、地域住民の関係者は10代の若者で、工員や事務職として働いていた。ここでは、風船爆弾や細菌兵器、偽札などが作られ、人道上あるいは国際法規上、大きな問題を有する兵器も含まれていた。

ところが、昭和20(1945)年の終戦と共に、研究資料や兵器などの証拠はことごとく隠滅され、この場所が何をしていたのか歴史から消されてしまった。だが、終戦から45年ほどの年月が流れた平成元～2(1989～1990)年、長野・赤穂高校平和ゼミナールの高校生や、川崎市の法政二高平和研究会の高校生・市民たちが、登戸研究所について調べ始めるようになった。彼らは、登戸研究所の関係者の元に何度となく通い、信頼関係を築き、家族にさえ話すことができなかつた登戸研究所の真実を聞けることになった。調査に協力した元幹部は「大人には話さないが、君たち高校生には話そう」と言って、登戸研究所のことを話してくれたという。そして、多くの証言や資料が提出されることにより、秘密にされていた戦争加害の歴史が明らかになっていった。

イ 保存の会の「市民の力」とネットワーク

陸軍登戸研究所の施設の保存は、川崎市民の運動の力によるところが大きかった。

平成18(2006)年10月に設立した「登戸研究所保存の会」は、戦争遺跡としての重要性を訴え、明治大学と川崎市に保存の働きかけを続けてきた。市民の熱意を受けて、明治大学では「大学として歴史教育・平和教育・科学教育の発信地とする」ことを決定した。老朽化が激しかった木造の建物は取り壊されてしまったが、コンクリート造りの建物が資料館として生まれ変わった。理工学部と農学部という理系のキャンパスで学生が学ぶ「科学」が、戦争に向かうものなのか、平和を支えるものなのかを問いかける施設の意味は大きい。平成30(2018)年には、明治大学内の登戸研究所遺跡関係は、川崎市地域文化財に指定された。全国でも珍しい戦争加害の真実を伝える貴重な戦争遺跡として認められたのである。

市民の力は、地域の人々の歴史認識を創り出している。かつて登戸研究所で働いていた人たちは、「軍の秘密」という命令に縛られたり、戦後の「世間の目」を気にしたりして、自らの記憶を語ることなく長い年月を過ごしてきた。「保存の会」は、「登研会」や「稲田郷土史会」などの団体において登戸研究所で働いていた人たちとつながり、研究所について語るができる関係を創り出している。1988年に建てられた登戸研究所跡碑には「すぎし日は この丘に立ちめぐり逢う」という言葉が刻まれているが、この意味は長く沈黙を強いられてきた市民が、その一時期を過ごしたあの時期のことを「話してよい」場や雰囲気形成された、その気持ちを讀んだようだ。すでに高齢となった人達から得られる証言によって、さらに歴史が明らかにされる可能性があることに、資料館職員の塚本さんは期待している。

「保存の会」の会員は約 80 名。森田さんたちは登戸研究所一連の見学会を 12 年間で 516 回行い、多くの人たちをガイドしてきた。また、町づくり協議会、町カフェ、図書館、市民館に出向き、シンポジウムや展示、朗読会などをおこなっている。2014 年には、「保存の会」の活動は「かわさき市公益活動助成金対象事業」に認められ、『ひみつにされた 登戸研究所ってどんどこ？』という小中学生向け絵本を出版した。森田さんは、「平和で緑豊かな川崎市多摩区に、戦争の惨さを示す歴史遺産があることを、多くの市民に知ってもらいたい。そして、次世代の平和教育に役立ててもらいたい」と述べている。登戸研究所の保存運動から始まった活動は、生田緑地の自然保護活動に取り組む人たちや、戦争遺跡ネットワークという全国規模の市民運動へとネットワークを広げ、学び続けながら活動をしている。

ウ 子どもたちの関心にこたえる

「保存の会」と登戸研究所資料館は、学校教育や社会教育における教育活動で登戸研究所について学ぶ機会が増えるように取り組んでいる。具体的には、パンフレットや図書の作成・発行などである。南生田中学校では、登戸研究所の見学をした生徒が 3 年生になった時に、1・2 年生に歴史を伝えている。森田さんと塚本さんは、市民館との連携も深めていきたいと考えている。

森田さんが大切にしている、1 冊の手作りの本を見せていただいた。それは中野島小学校 6 年生が、夏休みの自由研究で登戸研究所について調べて作った本である。展示物の紹介や歴史的な意味について、絵や写真も使って示し、その説明が文章で正確に詳細に書かれている。小学生が一人で登戸研究所について調べ、それを 1 冊の本にまとめ上げたことに驚くばかりである。子どもは、自分が住んでいる町の歴史を知りたいという探求心を持っていることがわかり、私たち先行世代であるおとながそれに応えていくことができるように、史跡・遺跡のもつ意味を考え、保存していくことが求められていると実感した。

エ 次世代へつなぐ平和教育

川崎市では、1980 年代後半から 90 年代にかけて、市民の平和や人権について学びたいという要望に応え、市民館で平和教育学級が開設された。学習内容は、公募による企画委員会の話し合いで決められた。中原区の平和教育学級では、地域にある戦争遺跡の調査が学習テーマとなり、登戸研究所を調べている。登戸研究所に勤務していた方からの貴重な資料の提供や証言を得ることができ、『私の街から戦争が見えた』（教育出版界 昭和 64（1989）年）を出版している。平和学習に市民や高校生の自発的な参画がされ、調査結果を出版するまでに学びを深めたことが興味深い。

平和教育とは、①戦争体験を知る ②戦争の歴史について加害の視点からも学ぶ ③平和な社会で生きる権利を憲法も含め学ぶ ④将来にわたり平和を守るために政治に関心をもつ等であろうか。1980 年代後半の中原区の平和教育学級は②で、戦争の歴史について加害の視点から登戸研究所を調査し、平和の大切さを学んでいる。

次世代を視野にいれた平和教育は、子どもの成長に応じた形で行われるべきであろう。前述した絵本『ひみつにされた登戸研究所ってどんどこ？』はこの貴重な戦争遺産の成り立ちをわかりやすく伝えるよいツールとなっている。身近な地域で行われていた「戦争」を知ることは、国語や歴史の授業で学ぶそれとは異なる視点で、子どもたちの心に刻まれるはずである。

今回、登戸研究所を残そうとした市民運動の力を改めて感じるとともに、歴史を語るための「場」の重要性と、この「場」を活かして戦争体験をどう引き継いでいくか、などの課題に対する実践の試みを見ることができたと思う。

(4) 川崎の獅子舞—小向・菅・初山—

川崎には、三つの代表的な獅子舞がある。幸区の小向の「獅子舞」、多摩区の菅の「獅子舞」、宮前区の初山の「獅子舞」の三つである。

最初に、小向の「獅子舞」について概略をのべると、江戸時代享保年間に一人の僧が始めた獅子舞で現在では八月の第一日曜日をはさんで、三回行われる。獅子は三体で大獅子・女獅子・中獅子で、座った姿勢が多く体力的に負担が大きい。大体全部講演すると1時間くらいかかるが、今は25分になっている。中・高生になると部活などで忙しくなり獅子舞に関わるものが高齢となり人材不足になっている。獅子を舞う人は、20代・30代の人に関わっている。獅子舞に関わっている人は、若いときに獅子舞に関わった人も多く異世代の交流になっていることも多い。

次に、菅の「獅子舞」この獅子舞は、薬師様の命日あたる9月12日に近い日曜日に薬堂境内の土俵で行われる。歴史は古く文治3（1187）年の記録に登場する。その後江戸時代にはたびたび文献に登場する。五穀豊穰・疫病退散を祈って古くから行われた獅子舞である。雄獅子・雌獅子・白獅子の3体と天狗で舞われる。獅子を舞う年齢は20～30代の壮年である。獅子の交代は代々、今でも堅く守られている。獅子の一代前は「親獅子」とよばれ、舞の指導ばかりではなく、日常生活でも強いつながりをもっている。

最後に、初山の「獅子舞」は、今は10月の第1日曜日に菅生神社の大祭に行われる。剣獅子・玉獅子・巻獅子の3体と弊負いの天狗で行われる。獅子の舞手は11歳から14歳前後の男子である。3年から4年で交代する。前日の宵宮には初山会館で舞われる。獅子舞は長く1回舞うのに1時間くらいかかる。明治43（1910）年に神社が合祀する前は、初山・押沼の神社であった正八幡神社のものであった。現在獅子舞は「獅子舞保存会」の会員が支えている。

獅子舞は、かつて獅子舞にかかわったものが高齢になり、今はその指導したり、囃子を担当し笛を吹いたり歌を歌ったりしてかかわり異世代の交流に貢献している。3つの獅子舞、小向の「獅子舞」菅の「獅子舞」初山の「獅子舞」は、平成13（2001）年2月13日に同時に神奈川県指定無形民俗文化財に指定された。そして毎年2月に行われる川崎市民俗芸能発表会には交代でこの3つの獅子舞の発表が行われている。囃子方などに女性の参加が多くみられるようになった。獅子舞のような伝統文化にもまた、男女ともに担っていくことを期待したい。

(5) 新旧住民の交流—中原区「みすぎ地区」の取組—

川崎市内の町内会・自治会を見るに多くが役員のみなり手の不足に悩んでいる。そもそも町内会・自治会は地域の交流。親睦を図るとともに相互扶助の活動を行うこと、様々な情報伝達を行う機関でもある。（その多くは行政から発するものであるが、町内会・自治会の自発的な情報伝達もある。）特に昨今は自然災害、人的な災害に対する情報を欲する住民が多く、それをいかに伝えるかが町内会・自治会の役割の一つとなっている。その町内会・自治体の運営は、古くからその地域に住んでいる人が担っている例が多く見受けられる。少なくとも会長を担う人物にその傾向が強い。運営も伝統的な運営を実施していくことが多く、そのため新規に転入した住民が運営に参加しにくいという面もある。

もう一つ、川崎市中部は武蔵小杉のタワーマンションに象徴されるマンション建設が進行しており、一定規模以上のマンションでは管理組合を中心とした自治組織が外部の町内会・自治体に参加しないという例も増加している。しかし、新規住民は、昔から存在したもので、特に川崎市北部で

は数十年前に宅地開発により一戸建ての家屋が大量に建設されて、新たな町内会・自治会を形成された例もある。新規住民といっても現在のマンションの住民と宅地造成による新しい町内会・自治会とは全く違う状況にある。宅地造成でつくられた町内会・自治体は少なくとも町内会・自治会の連合体に多くが参加しており、伝統的な町内会・自治会とも交流がある。しかし、マンションについては多くが周辺の町内会・自治会との交流は限られたもので、中には没交渉というものもある。

しかし、まれな例であるが、地域の町内会がマンションの自治組織を取り込むという例がある。川崎市中原区井田みすぎ地区の活動である。「みすぎ」とは、井田三舞町の「三」と井田杉山町の「杉」を複合して名付けたとのことである。みすぎ地区は、以前は企業の家族用の社宅を形成していたが、企業が土地を売却し、その後にマンションが建設された。その時、みすぎ地区の住民は平成16（2004）年に「井田みすぎ地区まちづくり協議会」を発足させ、まちづくりのルールを決め、行政の協力のもと、新規マンションの建設会社とねばり強く話し合い、住みよいまちづくりの形成を実践した。その結果、マンションに転居してきた住民も協力的で地域の活動も活発に行っている。新しいまちづくりに新規住民を取り込んでいくという動きに注目したい実践例である。みすぎ地区も戦後生まれの地域であり、いってみれば新規住民に分類されるのではないだろうか。また、川崎市北部の町内会・自治会にも、防災に関して積極的な対応をしている自治会もある。このように古い新規住民の町内会・自治会は伝統的な町内会・自治会との連携を実施しているが、マンションなどの新規住民との協力関係を構築することは伝統的な町内会・自治会にとって重要になりつつある。理由の一つは伝統文化の継承、さらに一つは災害対応である。

新しい形の新旧住民の交流は実施されている。例えば小杉地区で行われているコスギンピックである。これは、慶応大学の研究室と小杉地区の商店街が協力して行っているイベントであり、中高校生に活動の一翼を担わせ、地域の活動に若い住民を取り込もうとするものである。様々な課題はあるが、次代の担い手の中高生を取り込むということは地域の継続性に大きな影響を与えることとなると思う。今後の地域の活性化には新旧住民の協力が不可欠であり、新旧住民の協力体制を組むためには様々な試みが必要であると考えられる。伝統を大切にするとともに新たな地域づくりの手法を開発することも大切である。

2 スポーツを通じた交流

(1) 学校施設開放

ア 概要

(ア) 沿革

学校施設有効活用事業は、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として学校教育に支障のない範囲で校庭、体育館、特別教室等の学校施設を開放する事業で昭和39（1964）年度から行っている。平成21（2009）年度の包括外部監査において「学校施設の開放に係る体育館電気代等の諸経費については、利用者に一定の受益者負担を求めることが望ましい」との監査意見を受け、平成26（2014）年1月から、体育館の使用は有料（※）となった。

※体育館の使用料は、体育館の規模や設備等により1時間あたり150円～500円が設定されている。

(イ) 運営方法

各学校に、PTA、青少年団体、青少年指導員、スポーツ推進委員、地域住民代表、学校教職員等によって学校施設開放運営委員会を設置し運営している。学校施設開放運営委員会は、有効活用の企画・立案、開放管理者および開放指導員の推薦、管理運営費の運用と管理、学校及び地域との連携等を担っている。開放指導員は利用団体の連絡・調整、鍵の引き渡し、設備・用具の管理、利用報告書の集計や月別報告書の作成・提出等の業務を行っている。また、利用を希望する団体が公平に施設を利用できるよう、利用調整会議を定期的に行い、調整している。

(ウ) 利用できる団体

- ・市内に居住している者
- ・市内に所在する会社に通勤している者
- ・市内の学校に通学している者
- ・その他委員会が適当と認めた者

イ 学校施設有効活用の実際

(ア) 利用状況

どのような活用がなされているのか、また成果や課題はどのようなものがあるのかについて、中学校を例に調査した。

体育館利用状況

種目	使用日	人数	対象	目的
バスケットボール	毎週月曜	20	大学生	サークル活動
バレーボール	毎週火曜	8	PTA	年2回の大会
バスケットボール	毎週木曜	15	20～50歳	年3回の大会
バスケットボール	第2, 4日曜	15	25～55歳	バスケットを楽しむ
一輪車	第1, 3, 5水曜	10	小中高校生	大会入賞を目指す
卓球	毎週金曜	10	60～80歳	高齢者の親睦と体力維持
バドミントン	第1, 3, 5日曜	15	18～50歳	健康維持
バスケットボール	第2, 4 水曜, 土曜	25	0～50歳	子どもの技術向上、 大人の運動の場
バスケットボール	第1, 3土曜	15	20～50歳	職場の運動促進、バスケットボールを楽しむ

体育館以外 (ジャズダンス…会議室、サッカー…グラウンド)

種目	使用日	人数	対象	目的
ジャズダンス	年数回不定期	10	教室生	年1回発表会
サッカー	年間6日 (土日)	60	学区小学生	年間4回ある大会での勝利

(イ) 利点

- ・定期的に安価で体育館を利用でき、仲間と親睦を深めることができた。
- ・公共施設の利用は予約が取りづらい場合があるが、開放委員会による調整によって確実に利用できる。

- ・近くて集まりやすい。
- ・同年代で集まれて情報交換ができる。ある程度の年齢になっても夢中になれた。
- ・床面積が大会会場に近く、とても練習になる。
- ・定期的に利用できる。世代を超えて利用できる。
- ・いろいろな方々と交流できる。
- ・運動を通しての健康促進とストレス解消ができた。
- ・スキルの向上につながった。
- ・競技ができる場所が年々少なくなっている中、学校施設を利用できることで技術の向上に非常に役立っている

(ウ) 課題

- ・練習試合の相手から、実施時間が遅いため車で来所を求められたが、難しい旨を伝えると断られた。駐車場利用について何とかならないか。
- ・メンバーが広範囲から集まっており、物品・道具類の搬出入等で駐車スペースが欲しい。
- ・継続して利用させてもらえるかどうか不安である。
- ・今後も定期的にある程度の回数を利用させてもらいたい。
- ・体育館利用券をコンビニで買って紙に貼って提出は効率が悪い。WEBサイト、銀行振込等にできないか。
- ・同じ競技を練習している中学生との交流の場もあるとありがたい。
- ・1000円チケットができて便利になったが、在庫無しの場合がある。

(エ) 考察

現在、地域に居住する子供から高齢の方まで、様々な団体が、技術の向上、健康の増進、親睦の場として活用しており、生涯学習の振興を図るといふ学校有効活用事業の趣旨に即していると考えられる。課題としては、利用を希望する団体が増えつつあり、調整をどのようにしていくか（現在はお互いに譲り合う形で折り合いをつけている）が課題である。

(2) 総合型地域スポーツクラブ

ア 総合型地域スポーツクラブGET

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までが、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、様々なスポーツを参加者それぞれの志向やレベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民によって自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。

日本における総合型地域スポーツクラブは、平成3（1995）年から開始され、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開しており、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしている。

川崎市内でも既に11団体が活動しており、市内で1番新しく設立された、麻生区の柿生地区にある「NPO法人柿生地区総合型地域スポーツクラブGET」は、平成25（2017）年に設立され、平成26（2018）年にNPO法人となった総合型地域スポーツクラブである。

クラブ方針として、「スポーツ活動、文化活動などを一括で行う総合型地域スポーツクラブを設立することにより、市民の健康づくりに役立つ他、町の誰もが知り合い、友達になり、安心して笑

顔で生活できるすばらしいまちづくりにも貢献できるようにし、クラブを通じて、地域住民とつながり、知恵と力を合わせて柿生地区を活性化していきたい」という方針を掲げている。

「G」元気・「E」笑顔・「T」楽しい、をキーワードに、スポーツや文化活動を通じて地域を盛り上げていく総合型地域スポーツクラブとして、柿生小学校の施設を活動場所の中心とし、17講座（2019.12現在）に加え、各種イベントや特別教室としてさらに10講座以上の教室を開催し、設立3年目ですでに300人ほどが会員となっている。地域の誰もが、元気に、笑顔で、楽しく参加できるクラブを目指し、地域の子どもから高齢者、すべての地域住民に対し、スポーツ活動や文化活動を通して、健康、福祉、子育て支援ならびに地域交流の普及と振興、健康の増進、育成に関する事業を行っている。地域住民の市民生活の向上と地域交流を目指して活動し、まさにスポーツを通じたまちづくりを実践しているといえる。

万人が楽しむことのできるスポーツを中心にしつつ、令和元（2019）年から寺子屋事業として「寺子屋かきお」も開始され、スポーツや文化教室を通じ、様々なかたちで、子どもから高齢者までの地域交流の拠点となっている。

それぞれの教室では、子ども向けのもの、大人向けのものはもちろんのこと、高齢者を対象としたものや、障がいを持つ方々も参加できる教室があり、各教室、各種イベントの講師は地域人材を中心に構成している。また、地域の人々にむけて常時講師募集をしており、地域の人材が活躍できる内容の教室を新たに作るなど、地域の財産である人材を新たに発掘し活用することにも積極的である。

その結果、現在では護身術教室、スポーツスタッキング教室、KUBB（クubb：スウェーデンのスポーツ）教室、想像力育成～造形絵画教室、骨盤調整コンディショニング教室、ZUMBA（ズンバ）教室、プロレスラーに学ぶ体づくり教室、など地域人材を生かした特色ある教室が数多く開かれている。

総合型地域スポーツクラブGETによって、そこに集う子どもたちや大人たち会員同士の交流が生まれ、地域の大人でもある講師とも交流が生まれ、イベント時には普段顔を合わせない他の教室に通っている会員同士や、新たにイベントに参加する地域住民との間にも交流が生まれ、地域に顔見知りが増え、どんどん増えていくという好循環が生まれている。総合型地域スポーツクラブは、地域社会で、そこに住む人々の交流が少なくなっている昨今、スポーツを通じ、心身の健康とともに、地域交流という地域課題の解決を促す一例として、注目すべきものである。

このように、スポーツ自体が楽しさ・喜び・充実感をもたらすとともに、人や情報の交流も生まれ、地域コミュニティの活性化を実現していく効果がある。総合型地域スポーツクラブGETは、スポーツを通じて地域に積極的に関わり、地域コミュニティの再生・活性化を促し、市民交流に大きな役割を果たしている。

イ NPO法人「かわさきスポーツドリーマーズ」

かわさきスポーツドリーマーズ（K. S. D.）は、川崎市を拠点とする総合型地域スポーツクラブである。川崎市内でスポーツを楽しみたいあらゆる人たちのために作られた。現在は、元気・学び・ふれあい広がる「広域型スポーツクラブ」として発展し、陸上競技・バレーボール・バスケットボール・体操・テニス・サッカー・水泳・ヨガなどのスポーツプログラムや、学習教室、英会話教室を用意し活動している。歴史は、平成23（2011）年に設立され、スポーツ教室（陸上、体操な

ど)が開始し、子どもの体力向上標語・ポスター作りにも取り組みを進めてきた。平成26(2014)年には中原小施設管理事業及び「寺子屋なかはら」を開始し、平成28(2016)年には「寺子屋みやうち」事業を開始している。平成27(2015)年には、川崎市スポーツ協会に加盟している。事務所としては、会館とどろきにKSD事務所、中原小体育館内・宮内小管理棟内に施設管理事務所を設置している。特徴として、運営に関わるスタッフや指導者に退職された教職員が多いため、より地域や学校のニーズに応じたとりくみが行われている。

具体的な事業内容として、

(ア) スポーツ振興・健康保持・学習支援に関する事業(子どもの体力向上事業)

- ・子ども向けのスポーツ教室 37教室 2,200名会員
- ・一般向け教室(ヨガ、ピラティスなど) 280名会員
- ・サマー、ウィンター、スプリング教室 3,500名参加

(イ) 学校施設地域管理業務の委託事業(中原小・宮内小)

地域コミュニティの拠点づくり、日常的な学校施設管理業務、学校施設有効活用、緊急時対応業務、生涯学習など。

(ウ) 他組織団体とのコラボ

川崎市スポーツ協会との共催・協力、わくわくプラザスポーツ教室 など。

(エ) 地域の寺子屋事業(なかはら・みやうち)

毎週水曜日の学習支援事業(少人数制・基礎学力の定着)、スペシャル授業として月に1回各教科のスペシャル先生による楽しく学べる授業、キラキラ体験教室として月に1回親子の体験や世代間交流活動(科学、スポーツ、星座観察、うどん作り等)が行われている。

その他「川崎市ネットワーク会議の運営」「子どもの体力向上課題対策プロジェクト」「小学校体育研究会との連携事業」として、学校に向けてスポーツの出前教室や指導者派遣、体育授業で役立つ技術指導の研修、学校体育と地域スポーツとの連携を目指して提案などを行っている。

全国に総合型地域スポーツクラブは、3,599クラブある。その中で、会員数が101~30人が41.3%と一番多い。かわさきスポーツドリーマーズの会員は、約2,200人で全国的にみても大変多くの会員を抱えている。これだけの会員に対応するには、教員以外の地域の多くの人がかかわっており、現職の教職員にとっても地域とのかかわりの入口になっている。クラブでの教室では指導者が複数で指導を行うため、子どもの安全管理、体力・技能を効果的に高めていくことができる。また、多くの学校や学年が違う子どもたちと一緒に指導しているので、普段の学校生活と違って、子どもたちは学び合い、教え合い、助け合いなどを学ぶことができている。保護者からは、体力に不安な自分の子どもに対し、指導者がたえず全体を見まわして、適時個人一人ひとりにも声をかけて指導している様子を見て満足している感想が寄せられている。

これらのことから、かわさきスポーツドリーマーズは、スポーツの楽しさを多くの子どもたちに味わせるとともに、子どもたちの体力向上と「スポーツのまちかわさき」の実現に向けて積極的に活動しており、地域におけるスポーツを通じた市民交流の大きな役割を担っている。

3 多文化共生の歴史—ヘイトスピーチに抗して ふれあい館—

令和元（2019）年8月27日（火）委員3人と教育委員会事務局で、川崎区桜本1-5-6にある「ふれあい館」をたずね、館長の崔 江以子（チェ・カン・イジャ）さんと面談し話を伺った。ふれあい館には前期（平成29（2017）年7月4日）にも訪問しており、崔さんから、再度お話を伺う機会となった。

（注：この時期は、人権全般に関する条例が市議会に提出される前であり、パブリックコメントが締め切られ1万数千通の意見が寄せられるており、市民の注目が高まっていた。なお、人権全般に関する条例の素案段階であり、可決された条例とは少し相違点が見られるが当時、伺った話はそのまま記載する。）

（1）川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例について

ア 条例以前の沿革

昭和48（1973）年、社会福祉法人「青丘社」が設立され、外国人住民の権利保障獲得のための様々な活動を行う。昭和63（1988）年に市、青丘社、地域住民の話し合いのもと「川崎市ふれあい館」が開設される。

平成25（2013）年から川崎駅前では在日韓国・朝鮮人を批判するデモ等、いわゆる「ヘイトスピーチ」が顕在化した。平成27（2015）年9月に桜本の商店街において地域住民による「ハルモニ反戦デモ」が行われた。それを知った一連のデモ主催者が11月8日に桜本をターゲットにした初のデモ行動を行った。その後、「川崎発！日本浄化デモ」と称したデモが翌年1月にも繰り返された。

ヘイトスピーチは立場によって議論を行うものではなく、圧倒的な「加害と被害の関係」でしかない。川崎でのデモには、埼玉や京都などからの参加者がおり、いわば主戦場となってしまうていた。これに対して「行政施策で対応してほしい」という声があがっていた。

平成28（2016）年1月に「ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク（以下、市民ネットワーク）」が結成され、実効性ある人種差別撤廃条例を求める署名活動を開始する。6月に国において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、差別的言動解消法）」が施行される。法施行と同時期の平成28（2016）年6月、デモ主催者が富士見公園使用不許可を受けて、中原平和公園前から集会なしのデモが行うが、市民ネットワークのメンバーも参加したデモに反対するカウンター行動によって進行距離10mで阻止をされる。平成30（2018）年3月に「公の施設」利用許可に関するガイドラインが施行される。市民ネットワークは、11月に早期に条例制定を求める署名を市長へ提出する。

イ 条例の成立

令和元（2019）年6月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の素案が策定され、7月8日から8月9日までの33日間にわたりパブリックコメント手続が行われた。パブリックコメント手続としては過去最高の18,243通の意見が寄せられた。条例の制定に賛成する意見や罰則規定を設けることに賛成する意見など多く寄せられたが、一方で「日本人差別」等の意見も寄せられた。寄せられた意見を参考に、一部文言が加筆・修正の上、条例案が作成され、議会に提出された。そして12月12日市議会本会議にて審議され、2名の退席や附帯決議があったものの出席者全員の賛成により可決、成立した。令和2（2020）年7月1日全面施行される予定である。

ウ 条例に期待すること

条例制定の背景には、立法事実があることが大きい。そしてそれを放置しなかった結果、条例化が進んだと評価できる。条例は、組み立てが工夫されていて、罰則に至るまで勧告→命令→公表・命令違反で告発、と3段階を経る。行政が市民の権利を守るという覚悟があらわれており、評価することができる。

組み立ての工夫により、「表現の自由」に対する配慮もされていると感じる。これまでは、「表現の自由」の名のもとに「死ね、殺せ」が許されてしまう部分があった。そもそも「死ね」という言葉は「表現の自由」で保護されるべき範疇を超えている。市民の権利を守るための仕組みづくりに向けた市職員の決意を感じた、とチェさんは言っていた。

条例は最終的な罰金も50万円となっており、罰則化を目的とするものではない。罰したくて罰しているのではなく、抑止、教育効果をもたらすもので、これがあることで中途半端に関わる人はいなくなるという意味での抑止は十分に期待できる。

条例の構成要件を見ると「してはならない」に加えて「させてはいけない」が入っている。これはとても重要なことで、首謀者が誰かほかの人に言わせることであったとしても条例の制限の対象になっている。これらは川崎での実際の事例に即して条例化されたことで具体的な実効性がある。一方でそれゆえに、規制の対象外になってしまうことも出てしまう箇所はある。抜け道はいろいろありうる。

まずは条例化されたことを評価し、改善が必要なら直していく、ということができればよい。チェさんはパブリックコメントに寄せた意見の中で「見直し条項をいれること」を提言しており、これがあれば今後、実態に即して改定していけばよいと考えたからだと言った。

エ 要望と課題など

繰り返しになるが、まず条例ができたと言うことで終わりではなく、その後のことで大切なのはことの1つは市長・行政は責任を持って取り組むことが必要だと言うこと。2つ目は教育の場で教えることで抑止効果が期待されるので、子どもたちの今後に期待したい。3つ目は「扇動」も「してはいけない」、「させてもいけない」が入っている点を広めたい。

課題としては、一つに川崎市の条例が1つの基準となると思うので県内各都市や県そして全国に広げられて行けばと期待する。川崎だけの地域問題ではないと言うことである。二つ目に、見直し条項が必要で、やはり実施しながらの点検、見直しを続けていく必要があると思う。三つ目に（繰り返すが）インターネット上の差別的発言もひどいのでこちらの規制も大きな課題だ。

オ ヘイトスピーチを許さない市民運動での思いを語る

(ア) 「ふれあい館」近くの子どもたちは「人権教育」を受けているので、平成27(2015)年11月の桜本地区での、いわゆる「ヘイトスピーチ」を伴うデモ行動には、ショックを受け、傷つき「ルールがなければ大人は取り締まれない」と大人不信に陥ったという。それが加速したのは、平成31(2019)年の地方議会選挙の選挙演説で「池上を占拠するな、出ていけ」と言う発言に憤慨して、「選挙はくそだ。信じられない」とまで言うようになった、ということであった。

(イ) 日常でも桜の花見時にいわゆる「ヘイトスピーチ」を伴うデモがあり、沢山の警察車両が来て物々しい雰囲気になることがあった。

(ウ) 市民が相談しやすい「相談体制」が必要だと思う。今だと「法制局に行ってください」と言われて敷居が高い。「相談体制」作りには人とお金が掛かるが是非やっていただきたい。

(エ) この条例は学習の「ツール」という面もあり、例えば教員の研修などでも内容理解を深めていくことを期待する。

カ 「東京都の取組」「大阪市の取組」に学ぶべき点

(ア) 「ヘイトスピーチ解消に向けた東京都の取り組みについて」

[平成 29 (2017) 年 2 月 6 日 東京都総務局人権部報告資料]

オリンピック開催都市を意識してということか、かなりきめ細やかな「啓発」活動が目を引き。Jリーグやプロ野球の試合でのメッセージ配布・各種大中小のイベント企画、シンポジウム、映画と講演活動など盛り沢山である。また、選挙立候補者への説明会の機会を活用し、差別的言動解消法の趣旨等について、選挙運動を行う際に遵守すべき法令等と併せて説明する、等の取組が行われている。

(イ) 「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」 [平成 28 (2016) 年 1 月 18 日 施行]

ヘイトスピーチの規定と拡散への明確な規定がある。①目的性、②態様、③不特定性で規定し、更に印刷物や光ディスク等の販売、頒布、上映やインターネットを利用して不特定多数の者が閲覧、視聴できる状態に置くことも含む。

(2) ふれあい館の役割と今後の課題

ア ふれあい館の取組や条例についての学びのひろがり

ふれあい館には、市立西生田中学校の1年生の研究の一環での訪問や、法政大学附属第二高等学校の1年生の社会の授業、市立川崎高等学校などの授業での訪問の事例があるとのこと。条例ができたことで、これまでの悲しい事例だけではなく、若者たちの未来にとって、これからの展望を語れるようになったことはとてもよいことだ、とチェさんは語った。

ただ、チェさんが学校に訪問して授業を行う際でも、かならず1～2人はネットでの偏った情報に基づいた考えを披露する学生がいる。情報のソースは「ネット」というだけで、その信ぴょう性や根拠などを知らないまま語っている。新聞も読まない。現状のままでは若者の情報リテラシーの貧弱さに危惧を感じているとのことだった。

ふれあい館から地域の住民の方への情報発信は腐心している。多文化共生に限らず自分たちの取組に対して説明責任を果たし、理解をしてもらい、地域住民の協力につなげていくことを繰り返しているとのことだった。

この結果、ふれあい館に通ってくる子どもたちが、近隣で悪いことをしたときに、「ふれあい館の子どもが悪いことをしている」と通報されることがあるそうだ。これを、ふれあい館と子どもたちのつながりを認めてくれているという意味で名誉なこととして、対応するようにしている。あるいはかつて幼い時に通っていた女の子が、10代で母親となりふれあい館に戻ってくる子たちもあり、健診や子育て相談などに親が付き添えない場合は館のスタッフが付き添うこともあるそうだ。これらは、ふれあい館が家庭、学校以外で、住民、特に子どもたちの生活を見守る地域の拠点として機能している事例だが、職員の方の献身と平時の濃密な関係づくりがその基盤にあることに改めて気づかされる。

イ 今後の課題～社会教育へ期待すること～

チェさんの話によれば、桜本の子どもたちは、外国人との共生は「排除」ではなく「豊かさ」と学んでいるという。

分断が叫ばれ不寛容になりがちな世の中であって、どれだけ寛容でいられるかが今後の共生には重要になってくると考えているとのことだった。「寛容であれ」「排除ではなく豊かさ」は、多文化共生の重要なキーワードになりうると感じた。

一方、ふれあい館の携わる事業のうち、通訳翻訳事業、多言語発信事業に対しては予算が増えていくが、社会教育に関わる分野は予算が減じられている傾向にあると伺った。人が学び続けることの重要性、学校を出た後の学ぶ場所や機会の確保など、社会教育・生涯学習の重要性がますます増していき、こうした事態を憂慮しているとのことだった。

多文化共生を掲げる川崎市にとって、ふれあい館はその具現化の最前線として引き続き重要となっていくだろう。同時にふれあい館における様々な実践は、その地域性からのみ価値を認められるべきでもないと思われる。ふれあい館の共生や地域との関係づくりのありようが、特別なことでなくなり、他の多くの社会教育施設にも広がっていくために、本報告がその一端を担うことができればと考えた。

4 地域のつながりの再構築に向けた市民の実践を通してみえてきたもの

第Ⅱ章では、現在、川崎で取り組まれている活動・実践のあゆみをたどり、地域課題の解決に向かう取り組みに学ぼうとした。

「1 地域文化の伝承」は、当初からグループの課題として意識されてきた。川崎がいま、地域の変貌の時期を迎えていることが強く意識される中で、もっと長いスパンで川崎という地域をとらえようとしている人たちがいると話し合われた。例えば、なかはらミュージカルでは、100年前に決死の覚悟で多摩川の治水を求めた「アミガサ事件」を、現代の子どもたちが演じていた。また、陸軍登戸研究所を戦争遺跡として保存しようとする住民の意思が、子どもたちの地域の歴史への関心を培っていた。さらに長い人々のくらしの営みに目を向けると、小向・菅・初山の獅子舞は無形文化財として地域の人々に受け継がれている。そして長く暮らしてきた人々と再開発により移り住む人々をつなげる取り組みが、井田みすぎ地区にあった。これらの実践から、文化の伝承は旧世代から新世代への一方通行の受け渡しではなく、おたがいの世代がくらしや意識を少しずつ変えていくことにつながっており、相互の関係性の再構築によりコミュニティのあり方を問い直す営みとしてとらえられる。

「2 スポーツを通じた交流」は、学校やスポーツセンターなどの身近で日常的な施設で、子どもとおとながスポーツを楽しんでいる実態を示している。地域スポーツが学校体育と異なる意味を持ち、人々のつながりを創り出していることがわかる。

川崎において「3 多文化共生の歴史」を創り出し支え続けてきた「ふれあい館」は、私たち社会教育委員が何期にもわたりインタビューを重ねている大切な社会教育施設である。近年、桜本地域の住民と「ふれあい館」などの施設に対し、ヘイトスピーチや差別・脅迫が繰り返され、これに反対する人たちがたたかい続けている。こうした状況に対して、2019年12月、川崎市議会は「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定した。川崎の社会教育においては、在日コリアンや外国にルーツを持つ人、非識字者に向けて識字学級・日本語教室の事業を長年積み重ねてきた歴史があるが、本条例の意義をふまえると、日本に住んでいるマジョリティの人々においても差別をしない意識を育て異文化と共生していくための学習が求められるのではないだろうか。

郷土歴史市民劇では、行政が実行委員会に加わり、財政的援助もする中で継続している。これは行政と住民の活動の関係・あり方として他都市に範を示すものである。

第Ⅱ章で紹介した事例は、豊かな川崎の学習・文化活動のなかの限られたものであるが、人々の暮らしに深く根ざしていること、実践そのものが数年から数十年、それ以上の息の長い取り組みであることに共通点を見出すことができる。コミュニティの課題に向き合い、歴史から学ぶ営みは、イベントのような一過性の出来事ではなく、一日の、そして一年間の暮らしのサイクルを重ねる中から紡がれている。そして私たちは、このような長期にわたる実践において市民館・地域の公共施設・大学などがかかわっていることに注目したい。社会教育施設や職員の機能・役割が、長期にわたって人々がコミュニティにかかわり問題に向き合い続ける活動を、ある段階、ある場面において支えていることが見えてくる。

国の施策を見ると、中央教育審議会は「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」という答申の中で「地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設ける」ことを可とした。すでに川崎では、市民文化局に男女共同参画センターや市民ミュージアムなど、各区役所にスポーツセンターなどがあり、社会教育的な機能をもつ施設が首長部局で所管されている。また市民館職員は教育委員会と首長部局の辞令を受ける、いわゆる「二枚発令」で仕事をしている。このように、教育委員会と首長部局の垣根が限りなく低くなる行政のあり方について、市民の学習・活動への影響を注意深く見守る必要がある。

一方、文部科学省は「社会教育主事講習等規定」を大幅に改定して、2020年度以降、社会教育主事資格を取得すると「社会教育士」という称号を名乗れる、大学における「社会教育実習」を1単位必修化するなどの、新しい社会教育主事養成の制度を始める。とくに、「実習」の必修化は受け入れる自治体、送り出す大学ともに、戸惑いも聞かれる現状であるが、高齢者や主婦が多いとされてきた社会教育の現場に、今後は大学生が関わっていく可能性を拓くものであり、実習を通じた自治体と大学の新たな関係づくりが期待される。

このように、社会教育に関する制度が大きな変化を迎える中で、川崎市民が実践を積み重ねてコミュニティの課題に向き合ってきたあゆみを、改めて確認し、必要な変化とは何かを考えていきたい。

第三章 市民の力を支える社会教育の展望

1 市民館の希望のシナリオ

(1) 地域の実状

地域には多数の様々な市民活動があり、小さなグループからNPO、社会福祉法人までそれぞれが活発に活動している。分野によっては異種広範な連携が取れているところもあるが、概ね狭い地域内での連携協力か、狭い分野のみでのネットワークであることが多い。

特に世代間での連携はこれまでも試みはなされているがなかなか難しく、市民館での事業を見ても世代ごとに分かれた企画が多く、またイベント的なところでの繋がりはあっても、日常的な繋がりは不足していると思われる。

しかしながら、このまま世代間が分断された状態では地域内の交流も生まれ難く、高齢者は高齢者の問題、子育て世代は子育て世代の問題、障がい者は障がい者の問題、環境やその他の分野も同様に、同じ地域の中で別々に解決を図るために別々に活動する現状は、どの活動においても人材不足、資金不足の悩みを抱え続けるだけである。

一方で政策として川崎市は福祉政策において独自の地域包括ケアシステムにより、多世代、多立場のケアを打ち出したが、いまだに地域では「地域包括ケアって何？」という疑問が語られ、実際に何が行われているのかも十分に浸透していない状況である。

平成31(2019)年3月に公表された「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の中で「希望のシナリオ」「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」の構想が示され、各区で市民創発による様々な活動によりそれらを実現するよう働きかけが始まっているが、理想は高く掲げられていても現実問題として最終的には市民自治につながるその政策を、実行できるだけの市民力、また行政の伴走力が育っているとは言い難いと考えられる。

市民を育てる社会教育において、市民館は区役所の組織を本務とし教育委員会とは併任という体制であり、窓口業務は委託事業者が毎年の契約により担っている。来館者との対面の機会が減少し、本来持っていた市民館の役割が薄れ貸館化していった。市民館職員は、かつてのような社会教育の専門家ではなくなり、地域と密接に仕事をしていた非常勤職員は、社会教育主事の資格を持っていても任用期限と更新回数の上限を迎えると川崎市内では同様の職に就くことができないという状況で、市民活動を育てる力を失っていったと考えられる。

図書館も、カウンター業務など一部を民間委託事業者が担うことによって効率化を進めているとされるが、図書館に係る予算が大きく増えているわけではなく153万市民を支える蔵書を見ると十分なのだろうか、という思いがする。

(2) 市民館職員の役割

市民館とは何か、について川崎市のホームページから引用する。

「川崎市の市民館は「社会教育法」に基づいて運営されている、市民の生涯学習を支援するための社会教育施設です。「公民館」と「文化会館」という2つの性格を兼ね、市民自治を育てていく中心的な広域の学習施設として位置づけられているため「市民館」という名称が使われています。」

職員は以上に則り職務を遂行することが役割である。

□社会教育主事という仕事

文部科学省のホームページから引用：「社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。また、社会教育主事補は、社会教育主事の職務を補助する役割を担います。

職務の例としては

1. 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
2. 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
3. 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
4. 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

など、その業務は多岐にわたっています。」

以上

初めに触れたように、地域の市民活動の活性化のためには、市民館の役割は重要である。上にあるように、川崎市の市民館は、「市民自治を育てていく中心的な広域の学習施設」として位置づけられている。

しかし、繰り返すようだが、現在の市民館はこのような役割についての重要性は薄れ、市民もあまり期待しなくなっているのではないだろうか。

実際に市民館に足を運ぶ市民は増えているのだろうか？

市民館から生まれる市民活動は増えているのだろうか？

市民自主学級や市民自主企画への応募は年々活性化し増加しているのだろうか？

市民活動への循環、還元はできているのだろうか？

単なる貸館、自己満足の学習施設になっていないだろうか？

このような疑問が浮かび、拭えない。

このような現状にあって市民館職員の役割は、市民館本来の目的である市民自治を育てるという方向へ、再び舵を取り直す必要があるだろう。今後一層地域での市民間のつながりを作り出し、密接にお互いが助け合うような方向へと育てていくことが期待される。

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の中でも「ソーシャルデザインセンター」については収益事業を興し、自立することを求めており、また、「まちのひろば」については、これまで多くの市民が作ってきた活動の後追いでしかなく、人が集まればそれが「まちのひろば」であるというような曖昧な定義で、それぞれが社会教育に対しての視点を欠いている。

社会教育は市民自治を育て、地域の課題解決につながる重要な基礎であり、地域で起きている問題の多くは、地域コミュニティの隙間からこぼれ落ちてしまうところに発生している。

そのような問題自体の把握と、意識をそこまで働かせることが職員の役割となるだろう。

2 市民の活動との連携・協働による新しい社会教育施設像

(1) 新たな役割

地域の変化、政策の反映に対し今後市民館の役割は変化し、職員の役割も同時に変化していくことが必要となる。

以下に記すのはその期待される役割だが、もちろん一人の人間にこれだけの役割を担わせるのは不可能に近い。よほどの実力と経験がない限り難しいだろう。複数の人間が役割を分担し、お互いに協力し合うことで実現していくしかないと考えるが、とりあえず挙げてみる。

ア ファシリテーター〈市民活動を生み出す〉

既存の市民活動だけではなく、新たな市民活動を生み出すには市民の課題や必要性、意見を聞き出し、市民自らが動き出そうとする力や、方向性、目的を探り出すための伴走的役割が重要である。

ここで必要なのは市民活動を指導するリーダーではなく、市民自身が考え、行動するための促しであり、補助である。そして動き出した後の相談援助である。地味だが根気と公平性と受容的態度や共感性が期待される。

イ 情報コーディネーター〈市民活動を発掘する〉

地域には多種多様な市民活動が存在するが、全ての活動が表に出ているわけではない。ある一部の人にしか知られていない活動もある。その中にはより多くの人に知ってほしいと考えている活動もあり、また知られることで抱えている課題が解決する可能性を持つ活動もある。

人材や資金が不足している活動は非常に多く、世代交代ができないため消えかかっている活動もある。広報や資金集めに悩みを抱える活動もある。そのような活動を発掘し、広く知らせ、他の活動と結び付けたりするためには、まず地域の情報に詳しくなることが必要だろう。マメに地域に足を運び、市民と交流する中からそれは生まれる。コミュニケーション力が必要になる。

またその情報を整理し、どのように動かしていくかを考えるコーディネート力も求められるだろう。

ウ 活動レイザー〈市民活動を育てる〉

新たに生まれた市民活動を育てていき、息の長い活動にしたり、大きくしていくためには、それなりの忍耐と企画力が必要となる。また短期、中期、長期での展望、目的や課題に対する前向きな考え方、時には資金を得るための協力者や助成金情報などを得る知識、方法も必要となるだろう。

小さな活動の積み重ねにより、大きな事業へと発展させていく可能性や、大きな目的を掲げ、そこへ到達するための計画的なスケジュールなどを目に見える形で表し、具体性のある実行へと移していくノウハウを示し支援していく必要がある。そのためには机上の論理ではなく、ある程度の経験と知識が必要となるだろう。また担当者本人がこれらのために必要なスーパーバイザーとなる援助者を得ていき、自らも相談するような心積もりや体制づくりが必要かもしれない。

エ 地域コーディネーター〈市民活動を繋げる〉

地域やまたそれを超えて個々の活動の必要な繋がりを生み出すためのコーディネーターとしての働きは、これからの市民活動の重層化において、最も必要とされることである。

一つの活動ではできないことが、複数の活動がつながることで可能になったり、新たな活動を生み出すためのきっかけになる。課題の把握と同時に解決への方向性を見出す力も必要である。そして個々の活動をつなぐための諦めない行動力とコミュニケーション力が求められるだろう。

間に入り調整を行う立場の中間支援的コーディネーターとして、冷静に客観的に事象を判断し、成果を評価していく能力も求められるだろう。

オ エリアマネジメント 〈市民自治を育てる〉

最終的には地域内での市民活動同士がうまく手を取り合い、重層的なネットワークを展開しながら、隙間に落ちて苦しむような人が出ないように、絶えず助け合い、成長しあっているような地域になることが、重要だと考える。

そのためにはその地域にある施設や機関、利用できる行政システムなどのいわゆる資源に精通し、個々の市民活動をそことも繋げながら、常時起こる個別の事案にも対応できるようなきめ細かく即時性のある判断力、行動力が求められるだろう。

そして同時に大きな視点を持ち、地域全体の活性化、長期的、循環的な持続力に繋がるような市民活動のあり方への想像力と創造力が問われるだろう。

今の時代、地域の問題はより複雑化、細分化、深刻化しており、一つの事業を行えばそれで地域全体が潤うということは考えにくい。

一人の人間が地域全体の問題を解決することはむしろ困難である。ゆえに複数の人間がそれぞれの持つ能力を持ち寄り、役割分担を有効的に、友好的に行い、絶えずコミュニケーションをとりながら進んでいくことが求められる。

つまりそういう役割を多くの市民が担うこと自体がすなわち市民自治であり、希望のシナリオであると考えられる。

そのための人材育成をこれからの市民館が果たして担えるのかどうか、市民館の存続自体の問題に関わってくると考えられる。今までのように利用者の参加を待つ市民館ではなく、市民の間に出て行って市民を育てる市民館にならなければ、難しいだろう。

(2) 人材発掘と育成

前述したように市民館の役割が従来のものではなく、より市民活動を育てるための活動拠点になっていく方向が、今後は問われていくと思う。

過去の報告提言書でも記してきたように、川崎市以外の自治体では、いわゆる公民館が正に市民の活動拠点として機能しているところがあり、そこでは職員と市民が協働で地域のために企画し、事業を行なっている。もちろん1館あたりの担当エリアや人口はそれぞれ異なるが、川崎には各区に市民館が一つ以上あり、ハブとしての機能を持つことは十分に可能である。また各地域には中学校区ごとに「こども文化センター」があり、そこでは既にこどもだけではなく、地域市民のための活動拠点としての役割が始まっている。

今後地域の市民活動の維持活性のためには、担当分野を超えて「こども文化センター」との連携を行うことで、より多くの人材を発掘育成し連携を取ることが可能となっていくと考えられる。

今まで市民館が培ってきた市民活動の育成の実績を地域へ広げていくことが、今後の大きな役割になっていくだろう。

そしていずれはこども文化センターも市民館も地域の市民が自ら作り上げる組織、機能として立ち上がっていくことが、市民館の希望のシナリオではないのだろうか。

しかしそのためには行政が、市民が力をつけていくために必要な伴走をきめ細かにやっていく必要がある。市民が育つためにはそれなりの仕掛けと時間が必要なのだ。

(3) これから一市民のチカラを支える拠点としての施設

川崎市には市民の力を支える拠点として「市民館」が存在する。今まで、社会教育の中核施設として市民のニーズを支えてきたが、近年その存在感はどうであろうか。近年の市民館の存在感は薄いのではないか。一方で、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」が公表されるなどの進展がある。

そうした中で、また、関連する施設や市民組織など自治的な地域活動の広がりの中で、社会教育推進の要となる市民館は、これらの施設や組織との連携協働を一層推進した取り組みを進めると同時に、計画される「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」施策との親和性を考えていくことが課題ではないか。

「文化を、広く市民の生活の中に凝縮する文化と、その広い文化が歴史的・社会的に科学・芸術・道徳として昇華された文化に分けて両者を通路づけるところに教育の役割がある。」と考えた碓井正久は、「人々が自覚化し学習する助力をする『御用聞き型』の社会教育と、これらに配慮しながら高度な内容を提供する『学校型』の社会教育を接続するようなシステムの在り方を考えてきた。」と述べ、川崎市生涯学習推進基本計画策定〔平成2（1993）年〕に参画した。

彼は、「公民館は営造物としての施設に引き摺られると『御用聞き型』の実践からますます離れていきはしないか」と言い、「反対に『学校型』の施設に転換してゆけるかということこれも難しい、低廉で高度な講座・学級を数多く供給できるのか」と疑問を投げかけている。

彼が約30年前に危惧した状況が、まさに現在の市民館の状況であり、現在の「存在感」ではないだろうか。

平成31（2019）年3月に川崎市において「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」が示された。「超高齢化と人口減少社会の到来」や「地域コミュニティの希薄化」など暮らしを取り巻く環境の変化に対応し、将来予想される「社会的な孤立による孤独死の発生」や「災害時の対応面での課題」など様々な負のシナリオを回避すべく、希望のシナリオを実現しようとするものである。

この中には、市民館が担ってきた内容も含まれていると思われるが、シナリオの中で市民館の役割への期待は具体的に示されていない。その存在感はここでも希薄である。そもそも負のシナリオの回避のための「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」施策であって、前向きに自己実現のために行う社会教育との親和性がないということなのだろうか。

しかし、例えば、このコミュニティ施策に記載されている「ソーシャルデザインセンター」は「人や団体・企業・資源・活動をつなぐコーディネート機能やプロデュース機能などを有し、まちにちょっと新しいなにかを生み出す空間」となっているが、これは市民館が担ってきた機能の一部ではないだろうか。

ここでもう一度、市民館について現状や課題を調査し、人材、地域との関わり、地域における社会教育的な施設などを分析し、市民のニーズを考え、市民館のグランドデザインを作成し、私たちが描く市民館とソーシャルデザインセンターとの関係性などについて考えてみたい。

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」でいう「デザイン」という意味合いは、社会的課題の解決を見つけるための問題解決プロセスという意味合いのことであり、行政と地域の人たちが関わり合い自由な発想で社会を良くする活動をということである。とくに、従来のアプローチとは異なったプロセスで取り組むことで、今までには考えつかなかった新しいチャンスが見えてくる。それが「デザイン思考」ともいえるものということである。

このことは、かねてより、社会教育事業展開において試みられてきた手法というべきものであって、ソーシャルデザインセンターのあり方を市民館との相互関係性を構築する必要がある。

また、ソーシャルデザインセンターの運営にあたっては、「市民主体の運営」が基本になっているように、もともと市民館の施設理念である公民館は、地域住民のボランティア組織による運営を積極的に取り入れたものであった。それが、大規模化、あるいは広域化する中で、その内実を大きく変容してしまったのである。

専門的な知識と技術を有するNPOが担い、行政の支援も位置づいていくという方向は、まさに公民館の基本であり、そうした市民館づくりをしていくことが求められているのである。

20年ほど前までは地域の様々な課題について、市民の自主的な学習活動や地域活動、あるいは教育推進事業が進展する中である程度解決されていたと思う。しかし、少子高齢化の進展や経済の低迷などの影響で、地域における課題が今までの活動では解決できないほど大きくなったので、行政がコミュニティ施策や地域包括ケアシステムなどを提唱し、イニシアチブをとっている。

そのような中でも問題意識を持って活動しているのが、民間の社会教育的な施設であり地域のコーディネーターなのだ。これらは市民館の活動を補完する活動なのではないか。

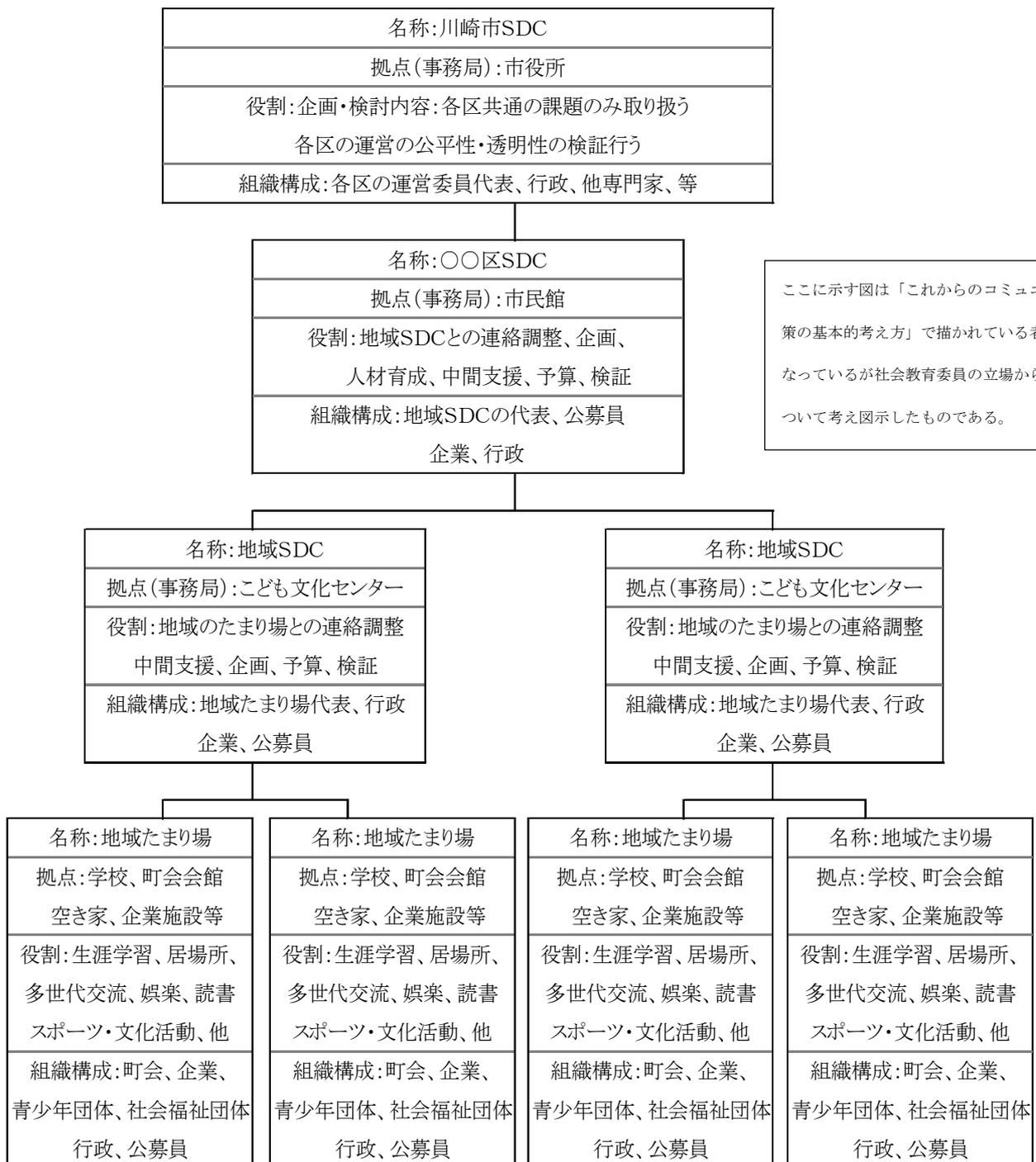
市民創発型の市民社会づくり、地域包括ケアシステムの構築、地域資源の発掘と活用。具体的取り組みとして、地域レベル＝まちのひろば、区域レベル＝ソーシャルデザインセンター、市域レベル＝中間支援機能。行政の支援としては、既存の分野別計画等の整理・統合、質的改革、職員の意識改革。

従来行われてきた市民館における生涯学習事業プログラムは、コミュニティ施策の中で、考え方で「希望のシナリオ」と、活動で「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」と重なる面が出てくるであろう。社会教育の立場からすると業や組織運営で、多少の無理や高い目標を設定して当該目標を達成することでモチベーションや成長を感じるという点を提供できるのではないか。

- ・「専門分化」の施設から多面的・総合的なものが期待
- ・コミュニティ施策の中には、市民館・図書館が描かれていない。
- ・市民館は、「入れ物としては大きいけど、中身がない」と思われているのではないか。
- ・川崎の市民館は1970年代以降40年、行政の専門分化、分野特化に応じて来たが、区の中に2つ目・3つ目ができてはこない。
- ・ソーシャルデザインセンターの考え方に、教育的観点をどう入れるのか—市民館とソーシャルデザインセンター

ソーシャルデザインセンター（SDC）と市民館等社会教育施設をつなぐ構想

「ソーシャルデザインセンター」（SDC）は、地域社会における課題を解決していくプロセスを受け持つ。そうした課題解決のためには、知恵や工夫を織り交ぜていくことになる。その営み（学習活動）を持つのが市民館である。現状の市民館とSDCをつなぐシステムを構想してみると、次のような構図が描けるのではないかと考えられる。すなわち、身近な近隣地域における「地域のたまり場」での交流と学びがあり、そのとりまとめとして「地域SDC」やこども文化センター等の地域の広がりて課題を共有し、さらに区行政との関連もある市民館・広域のSDCとの関連を持つといったシステムである。



第IV章 まとめ（提言）

今期の社会教育委員の会議において掲げた「市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割」というテーマは、今や、社会的課題に応じていく手法として広く共有されている「市民と行政の連携・協働」論にある。ひるがえってみれば、日本の社会教育は、とりわけ、川崎市の社会教育は、「市民と行政の連携・協働」を基本軸として進められてきたと言ってよい。その意味で、私たちの作業は、地域に繰り広げられている市民活動—それは学習活動であり、文化活動であり、スポーツ活動であって、それらは時として公的な支援を受けることがあり、また自発的に活動を創出する力を発揮してきたのである。そういう市民の力量がより高められる働きとして社会教育が行政の役割としてかわりを持ってきたのである。活動の主体は市民であり、それを支援し、活動を広めていく役割を果たす上の基本が、社会教育施設とそこでの職員である。したがって、私たち、川崎市の社会教育の推進には、中心となる市民館や図書館をたえず注目し、かつその課題に向き合ってきたのである。

本報告書の「市民館の現状と課題」は、そうした取り組みの歩みをまとめ、事業推進にあたり、今日、何が課題になっているのかを明らかにしようとした。大都市川崎市においては、一つの区でも20万人も抱えている大規模であり、今なお、人口増の状況にある。そうした区が7区あり、それぞれ20万人超の人口を擁している。そこに分館を持つ区もあれば、今の市民館や図書館のあり方だけでは、市民の活動を広め、高めていく役割をほんとうに果たしていくことができるのか、あるいは、非参加層へアプローチし、より広範な市民の参加を促すことができるのか。そういう問いかけが生まれていて、今までのあり方を見直すことが求められている。その際、連携・協働のあり方を今、改めて再検討することにしたのである。

行政とは別に、市民活動として、様々な地域課題の解決に向かう、あるいは向き合う地域文化、学習、スポーツの世界に分け入り、川崎市の躍動感あふれる市民活動をまず描いてみることにし、それらと行政との接点を探ることにした。中原ミュージカル、市民演劇、戦争・平和の取組み、地域文化の継承、スポーツクラブ、多文化共生の取組などを提示し、それら市民の力を支える社会教育を展望することにした。

他方、平成31（2019）年3月に川崎市において「コミュニティ施策の基本的考え方」が示され、「超高齢化と人口減少社会の到来」や「地域コミュニティの希薄化」など暮らしを取り巻く環境の変化に対応し、将来予想される「社会的な孤立による孤独死の発生」や「災害時の対応面での課題」など様々な負のシナリオを回避すべく、希望のシナリオを実現しようとするものである。この中には、市民館が担ってきた内容も含まれていると思われるが、シナリオの中で市民館の役割は期待されていない。その存在感は希薄である。そこで、社会教育委員の会議として、今後、川崎市の地域プランニングにおいて、どのような位置を獲得することが望ましいのかを明らかにしていくことになった。

例えば、このコミュニティ施策に記載されている「ソーシャルデザインセンター」は「人や団体・企業、資源・活動をつなぐコーディネート機能やプロデュース機能などを有し、まちにちよつと新しいなにかを生み出す空間」となっているが、これは市民館が担ってきた機能である。

ここでもう一度、市民館について現状や課題を調査し、人材、地域との関わり、地域における社会教育的な施設などを分析し、市民のニーズを考え、市民館のグランドデザインを作成し、私たちが描く市民館とソーシャルデザインセンターとの関係性などについて考えてみたのである。

これから10年先、20年先の川崎を考えながら施設計画や我々のネットワークの作り方を考えていく必要がある。

今の川崎市の社会教育施設システムは連携論を期待している。大きな市の中に、大きな市民館や大きな図書館があるのが連携論を生む背景にある。いろいろなものと連携するということが出来ていければ、単に大きな社会教育施設としての市民館・図書館だけで仕事をしているわけではなく、館事業のふくらみを作っていく大きな役割をつくっていくことになる。

そうしたことによって、新しい参加者の開拓が進んでいく。今まで出会うことのなかった人たちと出会っていくことになる。

他の行政職員に比べると、社会教育の仕事は市民と直接的、日常的、多面的に出会うことが多い。そういう点でいうと一番市民のことを知っているはずの職員に期待したい。社会教育職員は市民をよく理解する。子どもをよく理解する。青年を理解する。女性を、高齢者をよく理解する。そのところが社会教育の仕事の本来の要だと確認していきたい。

市民館アンケート

自由記述（問4、5）回答（各館からの回答を順不同で掲載）

4. 若い世代（働き盛りの年代）の人達に市民館との関わりを持ってもらうために、市民館が提供できることは何か。（現在の規定では困難な事でも自由に記載してください）

- ・夜の講座・セミナー、ちょっとお酒の座談会
- ・①若い世代が一番求めている情報をリサーチしてその発信基地となること。
- ②30～40代の人たちが地域の活性化に向けての活動を実施するための時間の確保が課題
- ③市民館が地域の催し物や行事にどのように関わっていくことができるのかからアプローチする必要がある。
- ④学校や仕事での悩みや相談ごとのできるブースを作る。
- ・①交通の便の良い施設では平日夜間開催の事業を増やすと効果があるかもしれない。
- ②趣味（ヨガ・フラワーアレンジメント等）や実用（英会話・財テク等）の解禁。
- ③年代／性別を限定した募集での仲間づくり。
- ・①子育て世代が集まって情報共有できる場の提供、
- ②親子参加の事業で若い親世代に利用しやすいようにする。
- ③例えば、スタバなど若者が利用しているところと連携する。
- ④屋外でも館内でもよいがフリースペースを作って親子で昔遊びができるようにする。
- ・館で人が来るのを待っているのではなく、若い世代がよく行く場所（商業施設等）で出前講座等を行うなどのアウトリーチ活動を推進していくことが今後重要になっていくのではないかと。
- ・共働き世帯に係る講座など、ニーズに応じて事業展開を検討する。近年は働き方も多様化しており、wifiのようなネット環境をより充実できれば、市民館が働き盛りの年代にとって、仕事をしながら市民活動もできる居場所になるなど、利用方法が広がると考える。
- ・子育て支援（講座・イベント等）、子育て世代の交流促進
- ・夜間開催の事業、図書館を夜間も開館する、勤労者層に仕事の後で来てもらえるような内容の事業、受け皿となる場の提供
- ・効果的な情報収集と情報発信（インターネット等の活用）
- ・認知度が低いので積極的なPRが必要
- ・社会的な課題に対して、対象とする世代に合わせた切り口による講座を実施する。
- ・あそび場の提供、リビングルームのようなソファを置いた空間の提供、学習室の提供、学校の教科以外の学習（ロボット作り、英語、プログラミング等）の提供。
- ・音を出すことが可能である部屋が望まれているのではないかと。

5. 市民館の事業や管理運営にあたって、工夫している点、困難な点、市民からの意見の多い点等感じていることがあれば記入してください。
- ・移転後、の施設のあり方について大会議室（定員 300 人）同等の部屋がなくなることにについて課題と感じている。
 - ・施設設備や備品等の不具合が発生した際の対応についてできるだけ迅速に対応しているが契約事務の関係で時間がかかってしまう場合がある。今後の高齢化を考えると椅子や机等扱いやすいものを導入する必要がある。市民の方の要望をきくため、定期的にアンケートを実施する。3 時間ごとに利用時間を区切るのではなく、1 時間等臨機応変に利用できたらいいと感じる。
 - ・分館は職員・住民ともにマンパワーが少なく、事業の実施・運営に関しての制限を感じる場面が多くあります。地域住民の自立という観点に立った事業展開がなされなかったせい、市民自主であっても企画委員が参加者化してしまい大雑把な学級運営がなされるため、結果として参加者の不満が残ると感じる時が多々あります。ごく限られたボランティア精神のある住民の方々の善意によって分館が運営されていると感じます。そのような方々に少しでもやりがいを感じてもらえるように、事業の感想交流を毎回行い、アットホームな企画会議や意見を反映できる場づくりを心がけています。
 - ・館全体が老朽化しており、更新・長寿命化が必要な設備等が多数あるが、突発的に発生する修繕等に優先して対応せざるを得ない状況にある。和式だと高齢者には膝が痛い等使用に困難があるためトイレの洋式化（洗浄機能）の必要がある。雨天時に来館者より傘袋がないと苦情を受けた。
 - ・かわさき wifi を導入してほしいという意見が多いと感じている。
 - ・冒頭のアンケート趣旨説明文にある「新しいコミュニティ施策」との関連で言えば、市民館は「まちのひろば」を創出していく役割があると考えている。このことから、市民自主事業などの取組を契機として、市民活動団体に事業実施経験やノウハウを蓄積してもらい、自立した活動の促進を図っていく。
 - ・一般利用者向け会場の確保、夜間利用の促進
 - ・交通の便が悪く、地区館と比べて事業を行う上での参加者の確保が難しい。地区内での周知が不十分。出前講座での PR 手法もあると考えるが人員的に困難。
 - ・利用したい日時に予約が取れない事
 - ・内部の老朽化が激しい。職員の勤務体制（特に夜間）が限界。
 - ・管理運営にあたっては、利用報告書にご記入いただいた利用者の声をもとに様々な改善を実施しており、これについてお礼の言葉をいただけることも増えている。建物が古くトイレの老朽化が目立つが、今後 2－3 年のうちにリニューアルに着手できるめどが立っている。市民から多い意見としては、利用料金を下げてほしい、和式トイレを改善してほしい、駐車料金を無料にしてほしいなどがある。また、地域の情報発信基地となれるよう広報活動に力を入れている。
 - ・趣味のサークル活動を、地域の活動に発展・展開できる手助けの手法を模索している。

【資料2】施設としての市民館の歴史

- ・昭和24年（1949年）川崎公民館開設
- ・昭和26年（1951年）稲田公民館開設
- ・昭和28年（1953年）中原公民館及び高津公民館開設
当時は、戦災校舎の復旧や二部授業の解消を優先したため、将来を見通した施設、設備、職員体制を配置するに至らなかった。
- ・昭和34年（1959年）社会教育法の改正により公民館の設置・運営の基準を定め、市町村に対して指導・助言その他の援助をすることを定めた。
- ・昭和41年（1966年）岡上分館開。
- ・昭和42年（1967年）産業文化会館（現教育文化会館）開設
- ・昭和45年（1970年）公民館運営審議会兼社会教育委員会議は「川崎市における市民館計画について」を上申し、行政区ごとに1館ずつの配置が必要とした。
- ・昭和47年（1972年）多摩市民館開設
- ・昭和48年度に社会教育委員会議が「川崎市社会教育施設の基本計画と新しい中間施設（公民館）構想」をまとめるに当たって第2次生活圈（各行政区）に市民館（中央公民館的なもの）日常生活圏（中学校区）に中間施設として公民館を接地するとともに「近隣住区」には町内会館、自治会館、集会所などの施設を設置することが建議された。
- ・昭和49年（1974年）中原市民館及び高津市民館開設
- ・昭和57年（1982年）幸市民館、図書館との合築で開設
- ・昭和60年（1985年）宮前市民館及び麻生市民館、図書館と合築で開設
- ・昭和61年（1986年）社会教育委員会議は「川崎市における市民館及び図書館の運営の在り方について」を答申し、中間施設として「地区文化センター」の新設が必要とした。
- ・昭和48年の建議及び61年の答申をよりどころに分館の整備を進めた。
- ・昭和62年（1987年）岡上分館の改築（開設は昭和41年）
- ・昭和62年菅生分館の開設。
- ・平成4年（1992年）田島分館開設
- ・平成5年（1993年）川崎市生涯学習基本計画策定
- ・平成5年（1993年）橘分館開設
- ・平成7年（1995年）大師分館開設
- ・平成15年（2003年）日吉分館開設

【資料3】川崎市自治基本条例目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民（第6条～第9条）

第2節 議会（第10条～第12条）

第3節 市長等

第1款 市長等（第13条・第14条）

第2款 行政運営等（第15条～第18条）

第3款 区（第19条～第22条）

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営（第23条～第27条）

第2節 参加及び協働による自治運営（第28条～第32条）

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議（第33条）

第4章 国や他の自治体との関係（第34条）

附則

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等（抜粋）

（コミュニティの尊重等）

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

（川崎市ホームページより抜粋）

【資料4】平成30（2018）年度教育文化会館・市民館活動報告書 目次

I 活動の概要

II 社会参加・共生推進学習事業の概要

1 識字学習活動（23件）＜参考＞ボランティア交流事業（26件）

2 識字ボランティア研修（27件）

3 社会人学級（33件）

4 障がい者社会参加学習活動（34件）

5 障がい者ボランティア研修（38件）

III 市民自治基礎学習事業の概要

1 普遍的課題学習活動

- (1) 平和・人権学習 (41 件)
- (2) 男女平等推進学習 (47 件)
- 2 子育て・共育学習活動
 - (1) 家庭・地域教育学級 (52 件)
 - (2) 市民館保育活動 (64 件)
 - (3) 保育ボランティア研修 (66 件)
- 3 家庭教育推進事業
 - (1) 各区家庭教育推進協議会 (68 件)
 - (2) P T A家庭教育学級講師派遣 (70 件)
 - (3) 子育て支援啓発事業 (79 件)
 - (4) <参考>企業等との連携による家庭教育支援講座 (81 件)

IV 市民学習・市民活動活性化学習事業の概要

- 1 市民自主学級・市民自主企画事業
 - (1) 企画提案会 (85 件)
 - (2) 市民自主学級 (86 件)
 - (3) 市民自主企画事業 (97 件)
- 2 市民エンパワーメント事業
 - (1) 市民エンパワーメント研修 (105 件)
 - (2) P T A活動研修 (112 件)
 - (3) 生涯学習交流集会 (114 件)
 - (4) 「地域の寺小屋事業」コーディネーター養成講座 (117 件)
- 3 表現・舞台活動支援事業 (119 件) 4 学習情報提供・学習相談事業 (120 件)

V 市民・行政協働・ネットワーク学習事業の概要

- 1 行政区地域教育会議 (123 件)
- 2 課題別連携事業
 - (1) 他機関との連携事業 (126 件)
 - (2) 広場・交流事業 (132 件)
- 3 地域学習・文化団体連携推進事業
 - (1) 文化協会 (133 件)
 - (2) P T A協議会 (136 件)
 - (3) 研究会・自主学習グループ、社会教育関係ボランティアグループ (138 件)
 - (4) サークル連絡会 (141 件)
- 4 行政区生涯学習推進会議 (142 件)
- 5 地域課題対応事業 (146 件)
- 6 インターンシップの受け入れ (148 件)

VI 現代的課題対応事業の概要

- 1 シニアの社会参加支援事業
 - (1) 入門コース (151 件)
 - (2) 活動コース (159 件)

2 地域コミュニティ交流・学習事業（163 件）

VII 学習環境整備事業の概要

1 教育文化会館・市民館専門部会（167 件）

2 刊行・広報活動（168 件）

3 職員研修（169 件）

4 視聴覚ライブラリー事業（171 件）

（「平成 30（2018）年度教育文化会館・市民館活動報告書 目次」より抜粋）

【資料 5】 市民劇の歴史小史

第 1 回（2006 年）（平成 18 年 1 月～2 月）

「多摩川に虹をかけた男—田中丘隅物語」小川信夫・作 高木達（青年座）・演出

「すくらむ 21」 「川崎市教育文化会館」 「麻生市民館」 合計 5 回上演 観客 3,400 人

*川崎宿田中本陣の息子。川崎宿を復興させ、二ヶ領用水の改修や治水事業などで業績を上げ、幕府に「民間省要」（役人の心得帳）を提言した田中丘隅の物語。

第 2 回（2008 年）（平成 20 年 11 月～12 月）

「池上幸豊とその妻」小川信夫・作 香川良成（前進座）・演出

「すくらむ 21」 「川崎市教育文化会館」 「麻生市民館」 「エポックなかはら」 合計 6 回上演
観客 3,450 人

*私財をなげうって川崎の海を開拓し、新田開発、その田畑を困窮する農民に分け与えた。また和製の砂糖開発の祖と言われ、甘蔗栽培・芒硝の製造など行った池上幸豊の苦悩と葛藤や彼を支えた妻の須磨との愛も描いている。池上家に伝わる若宮神社の「水鳥の祭」は、今も「酒飲み合戦」として伝わっている。

第 3 回（2011 年）（平成 23 年 5 月）

「枳形城 落日の舞」小川信夫・作 ふじたあさや台本・演出 川崎絵都夫・音楽

「川崎市教育文化会館」 「多摩市民館」 合計 6 回上演 観客 3600 人

*枳形公園跡に在った枳形城に由来する物語。城主・稲城（毛）三郎重成が時の権力者北条時政に翻弄され滅びゆく悲劇。政子の妹を妻にした重成夫婦の物語。その逸話や足跡が寺やそれにまつわる伝統芸能（菅の獅子舞）や農作物（のらぼう：野菜）として引き継がれる謎もひも解く。

第 4 回（2013 年）（平成 25 年 5 月）

「大いなる家族の物語—戦後川崎ものがたり」

小川信夫・作 杉本孝司（東京芸術座）・演出 小森昭宏・音楽

「川崎市教育文化会館」 「多摩市民館」 合計 6 回上演 観客 3,650 人

*戦後荒廃の中から屈折しながらも逞しく立ち上がっていく人々の姿を描いた川崎戦後復興物語。川崎が全国に先駆けて「沖縄の民俗芸能（舞踊）」を「無形文化財」に指定したことを中心素材にしている。

第5回（2015年）（平成27年5月）

「華やかな散歩—詩人佐藤惣之助」

小川信夫・作 鈴木龍男（前進座）・演出 日高哲英・音楽

「川崎市教育文化会館」「多摩市民館」合計6回上演 観客3,000人

*「赤木の子守歌」「湖畔の宿」「六甲おろし」など昭和の歌謡曲の詩を生み出した佐藤惣之助は川崎の佐藤本陣の息子。前衛詩人から出発して歌謡曲詩人へと展化していったのは何故か。二人の妻との愛と苦悩と喜びを描く中で探る。

第6回（2017年）（平成29年5月）

「南武線誕生物語」小川信夫・作 板倉哲（青年劇場）演出 川崎絵都夫・音楽

「エポックなかはら」「多摩市民館」合計6回上演 観客3,900人

*昭和2年の春川崎の大動脈「南武線」が誕生した。「南部鉄道」（当時）は誰の発想でどのような経過をたどって出来上がっていったのか、その時間軸を背景に、二人の男の夢と葛藤を主題にした物語。一人は「アミガサ事件」の秋元喜四郎、もう一人は浅野財閥の雄・浅野総一郎である。

第7回（2019年）（平成30年5月）

「日本民家園物語」小川信夫・作 鈴木龍男（前進座）・演出 日高哲英・音楽

「エポックなかはら」「多摩市民館」合計6回上演 観客2,900人

*日本民家園は川崎が誇る文化遺産で1967年に開園した。しかしそれは信じがたいほどの紆余曲折を経て誕生したのだった。川崎の古民家伊藤家が県の文化財審議会の決定で横浜の三溪園に移されることになった。一度決定し予算化された中で「これでは川崎の文化財さんが失われる」と「待った」をかけ返還を求めた職員がいた。古江亮仁さんである。彼の情熱に県議や横浜国立大学の先生たちや市民の協力で日本を代表する古民家の博物館が誕生した。

【資料6】宮前区の図書館・市民館の充実に向けた整備計画への要望

2019年3月15日

川崎市教育委員会
教育長 渡邊 直美 様

川崎市社会教育委員会
議長 上田 幸夫

宮前区の図書館・市民館の充実に向けた整備計画への要望

川崎市社会教育委員の会議は、川崎市全体の社会教育計画づくりに向けて、研究協議をすすめている組織であります。その役割が十分に果たせるよう、なかでも、社会教育施設に関わる事柄の審議・協議の場を持ってまいりました。

このたび、川崎市は2月4日、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）」を策定し、宮前図書館・宮前市民館の移転計画が浮上しているとの事態に、社会教育委員会として、意見を表明し、それを今後の計画推進にあたり尊重していただくよう、お願い申し上げます。

とくに、この数年来、社会教育委員会において、「地域に身近な施設」の拡充策について、繰り返し取り上げてきました。平成26・27年度には「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて―市民館、図書館のあり方を中心に―」、さらに、平成28・29年度には、「市民が生きやすい社会を創るために―多文化共生と子どもの人権―」の報告書を教育委員会に提出してまいりました。図書館・市民館・博物館は、社会教育・生涯学習の推進の要にあたるものです。川崎市においては、図書館は分館及び閲覧所を含み13館、教育文化会館と市民館の分館を含み市民館は13館が設置されています。大都市・川崎市の各区では図書館・市民館によって、市民の学習活動を支えているのですが、今後、川崎市の地域の活力を高めていくためには、より身近な地域に施設や活動の存在が求められるとの報告書をまとめてきました。そこから中学校区に設置されている「こども文化センター」に着目し、それらと図書館・市民館との連携・協働の在り方が求められていくのではないかと提起してきました。こうした取り組みによって、世代をつなぐ取り組みが展開され、少子高齢化の時代に求められる地域づくりの在り方を図書館や市民館の役割として期待されることを展望いたしました。

以上のことから、今日の川崎市においては、人口が密集し、大規模開発が進行する行政区にわずか一つの図書館・市民館という社会教育施設の体制は解決すべき大きな課題と受け止めています。地域のつながりを創り出していきめ細かい社会教育の活動が求められている今日、現行の図書館・市民館の充実が求められています。

そこで、宮前区の図書館・市民館の移転をめぐって、次の点を要望いたします。

1. 図書館・市民館の移転については、十分な議論の場を求めます。

本来、施設の整備や移転については社会教育施設の整備計画に基づいて、慎重に審議をしていくべきものです。宮前区における図書館・市民館の充実に向けた具体的な計画づくりに際しては社会教育委員や地域の意見を十分に聞きながら進めていただくことを要望いたします。

2. 宮前区の図書館・市民館をはじめとした社会教育の施設整備や事業振興の計画づくりをすすめ、地域の絆や居場所づくりに向けた生涯学習の推進体制の整備を要望いたします。

人口23万人の宮前区においても、地域的なつながりを創り出していくことが、大きな課題になっている今日、その地理的・交通的条件を勘案し、社会教育振興の要としての図書館・市民館となるよう、その事業やサービス振興の指針策定に向け社会教育委員の会議の意見を反映されるよう要望いたします。

今回の再開発を契機に、宮前区の社会教育・生涯学習の振興に向け、これまで社会教育委員会において、慎重に審議を重ねてきた経緯をくみ取っていただき、地域の学習活動と地域コミュニティ形成の推進に目を向けていただき、慎重な対応を期待しています。

平成30年度・31年度 川崎市社会教育委員

議長 上田 幸夫

副議長 奥平 亨



【資料 7】

平成 30・31（令和元）年度 川崎市社会教育委員名簿

亀田 亮一	川崎市立真福寺小学校長
榎原 真也	川崎市立西生田中学校長
高井 健次	川崎市立川崎高等学校長
影山 博史	川崎市 P T A 連絡協議会副会長
嶋田 和明	川崎地域連合副議長
城谷 護（令和元年 6 月まで）	川崎市総合文化団体連絡会理事
下田 良一（令和元年 6 月から）	
丹野 典和	公益財団法人川崎市スポーツ協会事務局長
神本 一枝	川崎市地域女性連絡協議会理事
保坂 政一	中原区町内会連合会副会長
町田 順文	初山幼稚園長（公益社団法人川崎市幼稚園協会）
新井 久三	川崎市青少年育成連盟理事
宮越 隆夫	川崎市地域教育会議推進協議会会長
岡本 幹彦	市民委員
吉無田 ひろみ	市民委員
有北 いくこ	N P O 法人 ままとんきつず理事
奥平 亨	株式会社 絵本ナビ取締役
上田 幸夫	日本体育大学スポーツマネジメント学部教授
金 宝藍	地域コミュニティ・市民活動研究者
西山 拓	地域協働・社会教育研究者
平川 景子	明治大学文学部教授

審議経過

年月日	会議	審議内容
平成 30 年 6 月 1 日	第 1 回定例会	委嘱状伝達、 平成 30 年度社会教育関係予算及び主な事業について 県社会教育委員連絡協議会総会について 今期会議のすすめ方について
6 月 20 日	県社会教育委員 連絡協議会総会	活動報告・活動計画 講演「社会教育と社会教育委員の役割とは」
7 月 6 日	指定都市 社会教育委員 連絡協議会	各都市提出議題に基づく協議（川崎市）
8 月 7 日	第 2 回定例会	県社会教育委員連絡協議会総会参加報告について 今期研究協議活動について
9 月 13 日	第 3 回定例会	県社会教育委員連絡協議会研修会参加報告について 今期の研究協議活動について
10 月 18 日	第 4 回定例会	今期の研究協議活動について
10 月 25 日 26 日	全国 社会教育 研究大会	社会教育の新たな種を広めよう青い森から全国に（青森県） 記念対談「課題をチャンスに 持続可能な未来をつくる社会教育の実践に向けて」
11 月 15 日 16 日	関東甲信越静 社会教育 研究大会	信州で 出会い・ふれあい・学びあい ～皆で語ろう 地域づくりは人づくり～（長野県長野市） 基調講演「人と地域が育つ社会教育の役割」
11 月 29 日	第 5 回定例会	今期研究テーマについて
12 月 20 日	第 6 回定例会	鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能の移転検討状況について 次期社会教育委員連絡協議会協議題について 今期研究協議活動について
平成 31 年 1 月 23 日	正副議長会議	研究の進め方、 教育委員との意見交換について
2 月 15 日	第 7 回定例会	次年度社会教育委員連絡協議会（名古屋開催）協議題について 今期研究協議活動について
3 月 12 日	第 8 回定例会	社会教育関係団体への補助金交付について 次年度生涯学習推進活動方針について 今期研究協議活動について
4 月 3 日	正副議長会議	今期会議の進め方について 教育委員との意見交換について
4 月 24 日	第 9 回定例会	「宮前区の図書館・市民館の充実に向けた整備計画への要望」 の取り扱いについて 平成 31 年度生涯学習推進活動方針及び社会教育関係事業予算について 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案） 川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する 基本構想（案）に対する市民意見募集の結果について 指定都市社会教育委員連絡協議会協議題への回答について
令和元年 5 月 14 日	教育委員との 意見交換会	社会教育委員の研究協議活動内容について

年月日	会議	審議内容
令和元年 5月23日	第1回定例会	教育委員との意見交換会の報告について 今期研究協議活動について
6月21日	第2回定例会	「(仮称) 今後の市民館・図書館のあり方」の検討について 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針に基づく 取組について 今期研究協議活動について
7月5日	指定都市 社会教育委員 連絡協議会	各都市提出議題に基づく協議(名古屋市)
7月10日	第3回定例会	指定都市社会教育委員連絡協議会参加報告について 今期研究協議活動について
8月30日	第4回定例会	今期研究協議活動について
10月3日	第5回定例会	「(仮称) 今後の市民館・図書館のあり方」の検討について 宮前市民館・図書館の取組について 今期研究協議活動について
10月23日 24日	全国 社会教育 研究大会	「学びと実践の収穫祭」ここく豊穰 in ひょうご(兵庫県) 記念講演 「わかりあえないことからー多文化共生を目指す演劇教育ー」
11月22日	第6回定例会	新しい宮前市民館・図書館づくりに向けたワークショップ等の 実施概要について 「今後の市民館・図書館のあり方」策定に向けた市民・利用者 意見聴取の取組について 今期研究協議活動について
令和2年 1月30日	第7回定例会	「今後の市民館・図書館のあり方」に関する検討状況について 新しい宮前市民館・図書館に関する検討状況について 令和2年・3年度社会教育委員および専門部会委員の市民委員 公募について 教育長および教育委員との意見交換について 今期研究協議活動について
2月12日	教育委員との 意見交換会	社会教委委員の研究協議活動内容について
2月18日	第8回定例会	「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方 について 新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方について 今期研究協議活動について
3月11日	第9回定例会	令和2年度社会教育関係団体への補助金交付について 令和2年度生涯学習推進活動方針(案)について 今期研究協議活動報告書について
4月	第10回定例会 ※	令和2年度生涯学習推進活動方針及び社会教育関係事業予算に ついて 今期研究協議活動の教育委員会への報告について

※令和2年4月に開催を想定していた第10回定例会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実際に集まったの会議は開催せず。

平成 30・31（令和元）年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書
「市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割」

令和 2（2020）年 3 月 発行

問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課

川崎市川崎区宮本町 6

電話：044(200)3303 FAX：044(200)3950

E-mail：88syogai@city.kawasaki.jp